

9月7日（水）

令和 4 年 9 月 7 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
4番	山内佳菜子	（県民連合宮崎）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	佐藤雅洋	（同）
9番	安田厚生	（同）
10番	日高利夫	（同）
11番	川添博	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	徳重忠夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	濱砂守	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	右松隆央	（同）
26番	日高博之	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	日高陽一	（同）
34番	横田照夫	（同）
35番	野崎幸士	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	二見康之	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部次長	川北正文
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
選挙管理委員長	茂雄二彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 議長の報告（議会運営委員長互選結果）

○中野一則議長 本日の日程は代表質問であります。ここで御報告申し上げます。

9月2日に開かれました議会運営委員会において、濱砂守議員が委員長に互選されました。

以上、御報告いたします。

◎ 代表質問

○中野一則議長 ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

本日は早朝より、自民党県連の女性局はじめ傍聴においでいただいた方に対しまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、このたび県警本部長に就任されました山本本部長——何か私が小さく見えますが——本当に頼りがいというか安心感を持ちます。県民の安全・安心な暮らし、治安確保に全力を尽くしていただきたいと思っております。よろしくお願

いします。

それでは、9月定例議会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問を進めてまいります。

まず、知事の政治姿勢について質問します。

知事は昨年11月の坂口議員の一般質問において、4期目となる次期知事選挙——今年の12月25日に投開票ですが——への出馬を表明されました。

その際、「県経済団体協議会からの出馬要請を受け、熟慮を重ねる中で、コロナ禍の克服や人口減少対策への対応、そして、安心と希望であふれる未来への道筋をつけることが自身に課せられた責務であり、今の困難な状況を何とか打開したい、この愛する宮崎をよりよく、さらに発展させたいという強い思いに至った」と説明されています。

また、そのときの御自身のSNS（ツイッター）で、「コロナ禍という困難な状況に真正面から立ち向かい、宮崎のさらなる発展のため、県政のかじ取りの重責を担ってまいりたいという、私なりの覚悟を述べたものです」と発信されています。

先ほどの、県商工会議所連合会や県医師会など10団体でつくる県経済団体協議会は、昨年11月15日、早々に、新型コロナウイルス対応への評価や、県政運営に対するバランス感覚、安定感等を挙げ、さらには全国知事会において地方税財政常任委員長を務めているということが高く評価し、出馬要請をされています。

こういった中で、次期知事選挙には、先月8月17日に、元知事であり芸能界やマスコミに強く発信力が高い東国原氏が出馬表明されました。その東国原氏の出馬表明に対して、知事は先日、「12年もたった今、なぜ宮崎県知事なの

か。今さらという感じが非常に強い」であるとか、「時計の針を巻き戻すようなことがあってはならない」など、知事時代の東国原氏を副知事として支えてきたこと、また、いつもクールで冷静な知事にしては珍しく、非常に強い感情の籠もった言葉で反応されたことに、次の知事も自分でないといけないという、政治家としての強い決意をかいま見たところでございます。

今回は大変厳しい選挙になると思われますが、力強い知事の思いを改めてお伺いし、以下は質問者席から質問を進めてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

12年前のちょうど今頃になります8月27日、口蹄疫の終息宣言がなされました。当時は130日にも及ぶ口蹄疫ウイルスとの闘いを経て、地域経済や暮らしが深刻な影響を受け、県全体が重苦しい空気に包まれておりました。

県民の総力を結集して、宮崎の再生復興に取り組んでいかなければならない状況にあって、その終息宣言から約1か月後、東国原元知事が2期目の知事選には出馬しないことを表明されました。

多くの県民が先行きに不安を感じる中で、当時副知事であった私としては、総務部長及び副知事として県の中核で仕事をし、口蹄疫対策をはじめ当時の県政を熟知している自分が先頭に立って引っ張っていかなければならないという強い思い、使命感を抱き、国家公務員としてのキャリアを断ち切り、不転任の決意で知事選への立候補を決断したところであります。

その後、県民の皆様の御支持をいただくことにより、3期12年にわたり、口蹄疫や新燃岳噴火、東日本大震災など相次ぐ災害等からの復

興、さらには安全安心な宮崎づくり、人口減少対策や将来の発展に向けた道筋づくりなど、困難な課題にも真正面から向き合い、県民の皆様と痛みや喜びを共有しながら、ひたむきに県政運営に取り組んでまいりました。

その結果、将来の発展の礎となるような様々な成果が現れており、県政は着実に力強く前に進んできたという手応えを感じております。

一方で、3年に及ぶコロナ禍に加え、昨今の原油価格・物価高騰の影響により、現下の県民の暮らしや地域経済は、100年に一度とも言うべき難局に直面しております。これまで着実に前進してきた県政を改めて立て直し、元の成長軌道に戻していくに当たり、極めて重要な局面を迎えているものと考えております。

私の宮崎に対する思いは、12年前に初めて知事に就任したときと、いささかも変わりはありません。いや、むしろ知事としての重責を担いながら年月を重ねることにより、自分が果たすべき役割に対する決意や覚悟は、より一層強いものとなっております。

口蹄疫からの再生復興を成し遂げてきたこれまでの経験や、丁寧に築いてまいりました国とのパイプを生かしながら、県議会をはじめ国や市町村、関係団体との連携、信頼関係をより深めることにより、次の4年間も、私が県政の先頭に立って、県民の皆様とともに、安心と希望あふれる宮崎を実現してまいりたい、その思いをさらに強めているところであります。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 まとめますと、安心と希望あふれる宮崎をつくりたいという知事の一貫した思いは理解しました。

知事の就任当初からこれまでを振り返りますと、口蹄疫からの再生復興、そして復興から新

たな成長の創出、また、子供や若者を中心とした人づくりや、医療、福祉、防災・減災等の暮らしづくり、県産品や総合交通などの産業づくり、また高速道路網の整備の進展、宮崎駅西口の再開発など、今後の宮崎県の発展に必要なハード整備も着実に進めてこられました。私も大いに評価しております。

そこで、知事が目指す「安心と希望あふれる宮崎県」を実現するため、これまでどのような取組を行い、そして、どのように自己評価しているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は知事就任以来、この愛する宮崎県のため、ひたむきに県政発展に邁進してまいりました。

就任当初は、口蹄疫など相次ぐ災害からの再生復興に取り組み、その後、「復興から新たな成長へ」を掲げて、東九州自動車道等のインフラ整備や、フードビジネス振興、グローバルな市場開拓、企業誘致などの成果を上げつつ、新たな成長の流れを軌道に乗せる取組に力を尽くしてまいりました。その結果、安心安全な宮崎づくりや県政発展のための土台づくりが着実に進んだものと考えております。

具体的には、人づくりの面におきましては、今年3月に卒業した高校生の県内就職率が65.7%と過去最高を更新したほか、新規就農者、就業者の確保を進め、移住世帯数は年々増加してきております。

また、医療人材の確保や林業大学校の開講など、本県の産業や地域を担う人材の育成確保を図ってまいりました。

暮らしづくりの面では、高速道路網の整備の進展をはじめ、防災医療拠点としての県防災庁舎や県立宮崎病院の整備など、県民の命を守り、安全安心な暮らしを支えるための基盤整備

が着実に進んでおります。

産業づくりの面におきましても、1人当たり県民所得の向上や、スポーツキャンプ・合宿受入れ実績の増加、大型企業の誘致をはじめ、農畜水産物の輸出額が10年連続で過去最高を更新したほか、杉素材生産量が31年連続、本格焼酎出荷量は8年連続で日本一を達成するなど、様々な分野で成果が現れてきております。

また、長年の懸案でありました宮崎カーフェリーの新船の就航や、国スポ・障スポ関連施設の県内における分散整備、さらには、町なかのにぎわい拠点創出に向けた宮崎駅西口広場の再整備など、将来の発展、活性化の礎となる着実な成果が出ており、私としても確かな手応えを感じているところであります。

一方で、直近では、コロナ禍や原油価格・物価高騰によりまして、県民の暮らしや地域経済に大きな影響が出ておりますことから、全力で宮崎再生に取り組むことにより、早期にコロナ前の成長軌道に戻していくことが喫緊の課題であると考えております。

○野崎幸士議員 答弁の前段でありましたように、順調に進んできた2期目とは違って、過去に例のないコロナ禍に加えて、物価高・燃油高騰等の影響により、この3期目は順風満帆とは言えない状況だと思います。

今求められる課題は、コロナ禍等により疲弊した県内経済を立ち直らせること、そして知事が目指す姿に向けて、宮崎県の軌道を元に戻すことではないかと考えます。

口蹄疫からの復興を目指した12年前も、同様の状況でございました。当時、東国原氏は、「県知事としての限界を感じている。国の在り方、統治システムを変えたい」として、口蹄疫からの復興に多くの県民が期待をし、ぜひ続け

てほしいという、その期待に応えることなく、宮崎を去っていかれました。

東国原氏は、確かに、地鶏やマンゴー等のアピールは実績として印象に残っています。県民にとっては分かりやすい部分ですが、何か県外向けのトップセールスだけに重点を置かれていて、県内、足元の施策としては、あまり印象には残っておりません。

退任後、2011年の東京都知事選に出馬し落選、翌年2012年の衆議院選では、日本維新の会から比例近畿ブロックに立候補し初当選しましたが、宮崎県知事のときと同様、道半ばで辞職され、芸能活動へと移られました。

私はこのようなときこそ、県民の、また県内事業者の苦しみをしっかりと受け止め、逃げずに県民との対話を重視し、県民に寄り添って、県民とともにこの困難を乗り越える、引っ張っていくのがリーダー（知事）の姿だと強く思います。

この今の喫緊の課題であります、コロナ禍や原油価格・物価高騰について、知事はどのように対応していくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は12年前に知事に就任した当初も、口蹄疫という未曾有の災害を真正面から受け止め、県民の総力を結集して再生復興に取り組んでまいりました。

そして今、再び、この長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰に対しましても、県民の皆様の将来に向けた不安な思いや苦悩に寄り添い、それをしっかりと受け止めながら、強い気概と覚悟を持って取り組んでまいります。

何よりもまずは、この国難とも言える難局から立ち上がり、一刻も早い回復を実現する必要があります。様々な業界の皆様を後押しし、力を合わせて宮崎の再生を目指していくこと、そ

して、その旗振り役を担うのがトップリーダーの役割であると認識しております。

このため、厳しい環境にあります県民生活、経済活動を確実な再生へと導くことを目的とし、過去最大の規模となります本県独自の宮崎再生基金の創設を今議会に提案したところであります。

これは、県民の皆様を何としても守り抜くという、私の決意の表れでもあります。この基金を活用しながら、商店街の活性化や観光誘客の促進、農林水産業・商工業の支援、生活困窮者等への対応など、きめ細かな施策を機動的かつ継続的に実施していくこととしております。

○野崎幸士議員 先ほどの答弁でちょっと触れられましたが、知事はこのコロナ禍や原油価格・物価高騰対策を力強く進めるため、今議会に30億円の宮崎再生基金の設立を提案されています。年度途中の補正予算でこれだけの規模の基金を創設するのは、あまり例がないと思われます。それだけ非常に厳しい状況に置かれている現下の企業活動や、県民の暮らしに対する強い危機感の表れであろうと理解しています。

そこで改めて、今議会に宮崎再生基金を提案するに至った背景と、今後この基金をどのように活用しようと考えられているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまで、コロナ禍や原油価格・物価高騰への対策につきましては、国の地方創生臨時交付金等を積極的に活用し、本県の社会経済活動の維持・回復に取り組んできたところであります。

しかしながら、観光関連産業をはじめ県内事業者や県民生活への影響が長期化し、先行きの不透明感が増す中で、国の経済対策のタイミングでありますとか、国の財源には用途が制限さ

れたりする、そういった条件に左右されることなく、機動的かつ継続的に施策を展開するため、今回、県独自の宮崎再生基金の創設を提案したものであります。

今後は、この基金を活用し、県内の消費の喚起や事業活動の支援、生活困窮者をはじめとする県民の暮らしや絆の維持、さらには、本格的な交流回復を見据えたスポーツキャンプやインバウンドの受入れ強化などに向けた展開を予定しておりまして、今回の補正予算案におきましても、5つの事業、約2億5,000万円をお願いしているところであります。

引き続き、社会経済情勢の動向等を注視するとともに、県民の皆様の声をしっかりとお聴きしながら、県民生活や経済活動を着実な再生に導いてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 観光関連産業、飲食業をはじめ、新型コロナや原油価格・物価高騰の影響で、厳しい状況に置かれている県内のあらゆる事業者にとって、国の交付金等による支援に加え、今回の宮崎再生基金による下支えは、大変ありがたく感じていただけたと思います。引き続き、コロナ禍や原油価格・物価高騰対策には重点的に取り組んでいただき、宮崎再生基金を活用した早期の事業展開を望みます。

次に、今般見直す宮崎県総合計画長期ビジョンでは、本県の目指すべき将来像を実現していくため、知事は次の4年間でどのようなことに取り組まれようとしているのか、知事の決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県民の皆様は次期県政を負託いただくことがあくまでも前提ではありますが、次の4年間で私が何としても取り組まなければならないと考えておりますことは、一言で言えば宮崎再生であります。

宮崎再生とは、この100年に一度とも言える難局を克服し、早期に県民生活や経済活動の本格的な回復を図り、宮崎の歩みを再び成長軌道に乗せ、次のステージへと飛躍させて、夢と希望あふれる宮崎を実現することです。

そのための取組として、先ほど御説明しましたような、地産地消、応援消費の強化などを通じた需要喚起に取り組み、燃油・資材等高騰対策や、旅行交通需要の回復等により、事業維持の支援に取り組んでまいります。また、生活困窮者等への対応など、県民生活の安定化を図り、交流を見据えたMICE誘致やインバウンド誘客を進めてまいります。

そして、本格的に進行しつつある人口減少の抑制に向けて、コロナ禍で生じた地方回帰の動きを持続的なものとするべく、若者が学び、働き、子育てをしやすい環境づくりや、移住・定住の促進、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

特に中山間地域におきましては、市町村等と連携しながら、持続可能な地域交通網の実現や、産業の担い手の確保など、地域住民が将来にわたり住み慣れた場所で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

また、ウクライナ危機に端を発した世界規模での食料等の安全保障問題のほか、デジタル化の加速や気象変動問題など、我々を取り巻く社会経済環境は大きく変わりつつあります。このような中、全国有数の食料供給基地としての本県の役割は、ますます重要となるものと考えております。

農林水産業の成長産業化を図るとともに、フードビジネスなど付加価値の高い産業を育て、地域経済を支える力強い産業構造を築いてまいります。

また、幅広い分野でデジタル化を進め、ポストコロナを見据えた産業の成長や、医療、福祉、教育の充実などの地域が抱える課題解決につなげるとともに、脱炭素社会づくりに向けましては、本県の自然環境を生かした再生可能エネルギーの導入や、森林資源の循環利用の推進等に取り組んでまいります。

さらには、国スポ・障スポ関連施設や、屋外型トレーニングセンターなどの施設の整備に加えまして、スポーツへの関心の高まりを追い風として、競技力の向上や県民の健康増進、スポーツによる誘客や地域活性化を図り、スポーツランドみやぎのさらなる発展に取り組んでまいります。

次の4年間は、このような宮崎再生の取組に、積極的、果敢に挑戦し、しっかりと実績を残してまいります。

○野崎幸士議員 今、4期目になすべきことについて、知事の決意を伺ったところでありますが、新型コロナ対策はもとより、中山間地域対策、農林水産業の振興、デジタル化への対応、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組などは、県民の暮らしに大きく関わるものであり、県政の課題を幅広く的確に捉え、将来への道筋をきちんと立てられようとしていることを非常に頼もしく感じています。また、知事の得意分野であるスポーツや文化についても、知事のカラーをうまく生かしながら取り組んでもらいたいと思います。

県勢発展の基盤をより強固なものとするために、知事の強力なリーダーシップを発揮してもらいたいです。

知事の政治姿勢に関する質問は最後になりますが、知事はこれまで、この議場で幾度となく宮崎に対する愛を問われ、答弁を重ねてこられ

ました。

昨年11月議会で4期目の出馬を表明された際も、坂口議員から宮崎に骨を埋める覚悟について問われた際、「知事として、なすべきことを全て成し遂げた後も、宮崎で人生を全うしたい。宮崎は今や自分の大切なふるさととなり、いずれ公職を離れた際には、この宮崎に家を持って住み続けたい」などと発言されています。

また、「宮崎を愛している」「全身全霊で県勢発展に力を尽くす」などと発言されていますが、一方で、知事のキャラクターなのか、言い方がスマート過ぎて感情が表に出ず、心に響かないというか、一般の県民に知事の言葉が、思いがストレートに伝わらない部分もあるのではないかと感じる 때가度々あります。

もう二度とこの議会で同じような質問がなされることのないよう、河野知事が本当に宮崎に尽くす覚悟はあるのか、どれくらい強い思いを抱いているのか、真の宮崎県人であることをこの場でアピールするためにも、宮崎に対する熱い思いを語っていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 平成17年に総務省から総務部長として赴任して以来、私の宮崎での暮らしも17年半に及んでおります。昭和63年に自治省に入省した私は、就職して34年が経過したことになりまして、職業人生のちょうど半分をこの宮崎県にささげてきたこととなります。

宮崎に赴任するまでの17年間にわたり、霞が関や出向自治体、海外留学などで様々な知識、経験、人脈を培ってまいりました。そうしたものの全ては、知事として宮崎県の発展に力を注いでおります今このときのためにあったものと、今がその集大成であると、そのような思いがしております。

この17年半というもの、総務部長、副知事そして知事として仕事に取り組む中で、ひたすら宮崎県のことを思い、宮崎という豊かな土地や、ここに住む穏やかで心優しい人々を愛し、宮崎の発展のため懸命に尽くしてまいりました。

この年数は、高校を卒業するまで故郷の広島県呉市で過ごした時間とほぼ一緒ではありますが、感覚的には、その年月をはるかに上回り、何十年にも思えるような、とても濃密で充実した時間をこの宮崎で過ごしてまいりました。多くの方々との出会いに恵まれ、温かい県民性や人とのつながり、地域での支え合いに助けられながら過ごしてきた時間は、家族との多くの思い出も詰まった、かけがえのない一生の財産であると考えております。

こうして家族共々受け入れていただき、また地方自治を志した者としては、最もやりがいのある仕事の一つであります知事としての職責を、県民の皆様から託していただいております。そのことに対する深い感謝の思いを私は抱いているところであります。しっかりとその期待に応えていかなくてはならないと考えております。

他県の出身ではありますが、こうした深い感謝の思いとともに、宮崎を愛する思いは、宮崎で生まれ育った皆さんに、いささかも引けを取るものではないと考えております。

むしろ、他県出身でありながら県政のリーダーを務めることに対する強いプレッシャーにさらされながら、宮崎に腰を据えて、知事としての重責を担い、年月を重ねることにより、そして、そのような私を温かく励まし支えてくださった県民の皆様との、私にとって宝物のような時を積み重ねることによりまして、宮崎をかけがえのないふるさととして愛する思いも、よ

り一層強いものとなっております。

県内に自分の墓も用意したところでありますが、宮崎で人生を全うしたい、いずれ公職を離れた際には、この宮崎に家を持って住み続けたいと強く感じているところであります。

今後とも、知事として、一人の宮崎県民として、この愛するふるさと宮崎の発展のために、誠心誠意覚悟を持って全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 知事の宮崎に対する愛がにじみ出た答弁だったと思います。知事の宮崎に対する熱い思い、覚悟は、ここにいる全ての議員がしっかりと受け止めたと思います。

東国原知事が1期目で退任した後、河野知事が、県民の不安や苦しみ、悲しみを逃げずに真正面から受け止めながら、トップリーダーとして口蹄疫からの再生復興に努める姿を、県民も見て理解し、感謝していると思います。

私は、宮崎県出身の東国原氏よりも、よっぽど宮崎に対する愛が深く、真の宮崎県人だと思いますし、自信を持っていただきたいと思います。

我が自民党宮崎県連としても、8月20日、選挙対策委員会を開き、元知事の東国原氏も推薦要請をしてきていましたが、河野知事の推薦を全会一致で決めました。推薦の理由は、おおむね、私がこれまでも述べてきたことだと思います。

また、9月3日に開催されました、自民党県連の政経セミナーにおいても、党本部の茂木幹事長が、東国原氏について、「「どげんかせんといかん」と主張し、知事になりながらあっさり辞めた人だ。流浪の旅を繰り返し、また知事選に出ると聞き、ちょっとびっくりしている」と、疑問を呈されています。

新型コロナからの復興、少子高齢化・人口減少がもたらす、各地域あらゆる分野・業種の持続可能な発展が、存続が叫ばれる時代だからこそ、継続が大事だと思います。持続イコール継続です。

河野知事には、この難局を県民とともに乗り越える強い意志を持って、県民の思いとふるさと宮崎の将来を背負って、しっかり結果を出していただくようお願いいたします。

次に、財政運営について質問します。

8月5日に、本県の令和3年度の決算見込みが公表されました。昨年度は、新型コロナ対策のために多額の財政需要が発生し、補正予算編成を何度も繰り返すなど、前年度同様、財政的な対応に追われた年でありました。

このため決算規模は、歳入歳出とも、口蹄疫が発生した平成22年度に次いで過去2番目の規模となったとのことであります。

令和3年度決算見込みはどのようになったのか、その概要を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 令和3年度決算につきましては、歳入が、企業業績の回復等に伴う全国的な増収増を背景とした地方交付税や県税収入の増加等により、前年度比3.7%増の7,298億2,674万円、歳出が、新型コロナ対策に係る衛生費等の増加により、前年度比4.4%増の7,169億9,000万円となりました。

また、歳入から歳出を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支につきましては、51億9,977万円で、前年度の103億8,547万円よりも減少したものの、一定規模の黒字を確保したところであります。

一方で、県債発行額は、国土強靱化対策事業等により、前年度比7.3%増の857億2,252万円で、県債残高は、前年度比1.6%増の8,572

億3,028万円となっております。

○野崎幸士議員 財政関係2基金（財政調整積立金と県債管理基金）の残高については増加しております。

しかし一方で、令和3年度の地方財政計画において、前年度より減少すると見込まれた地方税収が前年度を上回ったことで、結果的に本県分の地方交付税が過大に交付されております。これに対しては、精算制度により、今年度から令和6年度までの3か年間で約100億円、地方交付税が減額されると伺っております。また、決算残高については、答弁にありましており、前年度末比で増加している状況にあります。

これらを考えますと、現時点において、財政的に十分余裕がある状況とは言えないのではないかと考えております。

そのような中で、社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化への対応、令和9年度に控えている国スポ・障スポの開催経費など、今後、財政需要はますます増加していくことが予想されます。また、短期的に見れば、新型コロナからの経済回復や、原油価格・物価高騰等への積極的な財政出動も求められております。

今後、求められる財政需要に対応しながら、どのような財政運営を行っていくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 令和3年度の決算では、県債残高が増加し、また、今後も多額の財政需要が見込まれているところでありますが、財政関係2基金の残高は増加しております。地方交付税の減額精算に対応する中でも、財政の健全性を維持できるものと考えております。

そのため、国スポ・障スポ大会関連経費や、公共施設の老朽化対策など中長期的な需要に対しましては、特定目的基金を設置して計画的に

活用しますとともに、国庫補助金はもとより、地方財政措置のある県債を活用するなど、県の実質的な負担をできるだけ抑制し、年度間の変動が小さくなるよう努めているところであります。

また、コロナ禍や原油・物価高騰等に伴う県民生活や経済活動の本格的な回復など、緊急の需要に対しましては、地方創生臨時交付金等の積極的な活用に加え、30億円の宮崎再生基金を創設し、機動的かつ継続的に対応できるよう、財源を確保したいと考えております。

引き続き、財政の健全性を維持しつつ、本県の抱える諸課題に的確に対応できるよう、適切に財政運営を行ってまいります。

○野崎幸士議員 次に、本県の職員採用について質問します。

少子高齢化・人口減少の急速な進展、新型コロナにより、あらゆる分野、業種で人手不足による労働力不足が問題となっている中で、全国の自治体でも職員採用に苦慮されているようです。時事通信の調査によると、全国の都道府県が実施する2023年度職員採用試験のうち、32道府県で応募者が前年度を下回ったと報道がなされました。

本県でも既に今年度の職員採用試験が実施されておりますが、本県での採用職員試験の状況を、人事委員長にお伺いいたします。

○人事委員長（佐藤健司君） 令和4年度の県職員採用試験の競争倍率は、大学卒業程度全体で3.7倍となっており、前年度に比べて0.5ポイント減少しております。

職種別に見ると、一般行政は5.0倍となっておりますが、一部の技術系職種においては、競争倍率が2倍を下回るなど、受験者数の確保が厳しい状況となっております。

この主な要因としましては、少子化の進行による受験年齢人口の減少はもとより、民間企業の採用意欲の高まりや、国及び他の地方公共団体との競合等があると考えております。

○野崎幸士議員 何年も技術職を中心に受験者数が減少しているようですが、この応募状況をどう捉えているのか、人事委員長にお伺いします。

○人事委員長（佐藤健司君） 直面する新型コロナウイルス感染症対策や、激甚化する自然災害への対応など、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応していくためには、優れた資質と意欲を持った、多様で有為な人材を継続的に確保していくことが大変重要であります。

近年の競争倍率の状況を見ると、優秀な人材の採用への影響が危惧されることから、一定の受験者数を確保していく取組が必要であると考えております。

○野崎幸士議員 全国でも本県と同じように、人材採用に苦慮されているようですが、自治体によっては、採用試験に向けた工夫と様々な取組を行っているようです。

本県の採用試験の受験者を確保するための対策（工夫）を、人事委員長にお伺いいたします。

○人事委員長（佐藤健司君） 人事委員会では、令和2年度から一般行政の特別枠区分において、また、令和3年度から全ての技術系職種において、従来のような公務員試験対策が不要で、多くの民間企業で採用されているSPI3試験を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の前倒しを図るなど、社会情勢に応じた試験制度の見直しを行っております。

加えて、県の仕事ややりがいを若手職員が直接紹介する県庁ナビゲーターの取組や、高校・

大学等での説明会の開催、任命権者によるインターンシップの実施などを通して、県職員として働く魅力をPRし、受験者の確保に取り組んでいるところであります。

○野崎幸士議員 都城市では、説明会や受験申込み、面接試験のオンライン化など、採用活動の包括的なデジタル化に取り組んでいるようです。

さらに他の自治体の取組等も調査研究しながら、受験環境の充実や県庁職員の魅力発信等に尽力していただくことを要望いたします。

冒頭の答弁にもありましたように、技術職員の採用が厳しい傾向にあるようです。特に、道路や河川をはじめとしたインフラ整備や維持管理、また災害時に被災した建物の調査や復旧計画策定等で要となる、専門知識を持つ技術職員ですが、総務省によると、土木系技術職員は2000年の時点で18万人を超えていましたが、2020年には13万人台に落ち込んでいるとの報告もあるようです。

そこで、本県の技術系職員採用試験の実施状況について、人事委員長にお伺いします。

○人事委員長（佐藤健司君） 令和4年度大学卒業程度採用試験の技術系職種全体の競争倍率は2.0倍と、前年度に比べて0.7ポイント減少しております。

特に、民間企業等との競合の激しい土木は1.4倍、建築は1.5倍、農業土木は1.7倍となっており、これらの技術系職種は近年、こうした競争倍率が低い状況が続いております。

○野崎幸士議員 大変厳しい状況のようですが、懸念されるのが大規模災害への対応です。

大規模な災害時には、全国の自治体から応援職員が派遣され、被災地の復旧・復興を支援します。想定されている南海トラフ地震では、2

年程度にわたり派遣可能な技術職員は1,000人程度が必要とされていますが、今年4月時点で総務省に報告された都道府県の派遣可能な技術系の職員は、計210人と約2割にとどまっています。

一昨年の熊本豪雨の被災地では、要望数の3分の2程度しか応援の応募のない自治体もあり、復興事業の長期化が懸念されています。

このようなことから、技術系職員の受験者数を確保することは重要と考えますが、その対策について人事委員長にお伺いいたします。

○人事委員長（佐藤健司君） 特に人材の確保が厳しい状況にある土木、農業土木の2職種について、今年度から特別枠区分を新設し、合格発表の前倒しを図るとともに、理工系の学生が受験しやすい試験内容に見直したところであります。

また、土木等の6職種について、仕事のやりがいなどを紹介する動画を作成し、採用案内ホームページでの公開や各種説明会で活用するなど、県職員の魅力や働きやすさが具体的に伝わるよう、広く発信しているところです。

今後とも、任命権者と連携を図るとともに、最近の受験状況などを検証しながら、社会情勢の変化に対応した試験制度の見直しや、広報活動を一層強化していくことを通じ、技術系人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 激甚化する災害、国が進めている国土強靱化対策等を見ても、技術系職員の活躍がますます求められますので、他の自治体が行っているPRや、試験方法の工夫等を調査研究していただいて、技術系職員の確保につながるよう要望いたします。

ここまで、採用試験の現状や試験環境、対策

等について質問してきましたが、職員採用試験の受験者を増やすためには、働きやすい職場環境づくりも大事と考えます。どのように取り組まれているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 本県では、「みやぎ行財政改革プラン」のほか、「宮崎県特定事業主行動計画」を策定しまして、働きやすい職場環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでおります。

このうち、仕事と子育ての両立につきましては、出産・育児休業等の制度を整備した上で、希望する取得計画を事前に上司と共有する「子育てマイプラン」を活用するなど、積極的に取得を推進しております。令和2年度の総務省調査によりますと、育児休業取得率は女性が100%、男性が19.9%で、男性の取得率は都道府県の中で第3位となっております。

また、テレワーク環境の整備や時差出勤の実施による柔軟な働き方を推進しております。

令和3年度に実施した働き方改革に関する職員アンケートでは、「家庭や自分のために時間を使えている」という回答が、前年度より増えております。

これらの取組を含め、引き続き働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

○野崎幸士議員 答弁の中に、育児休業の話が出ました。それに関する法律が育児・介護休業法です。

この法律は、令和3年に改正、今年の4月1日より段階的に施行していくこととされています。少子高齢化をはじめ、共働き世帯が増えたにもかかわらず、女性の家事・育児の負担が大きいことを背景に、育児や介護と仕事を両立しやすい職場環境を整えるために定められた法律

です。特に今回の改正は、育児休業に焦点を当てた改正になっているようです。様々な事項が段階的に義務化されます。

なお、地方公務員にとっても同様に、育児休業法が改正されたとのこと。県職員の育児休業取得状況は、答弁にあったように、女性は100%、男性は全国第3位の19.9%と、実績はあるようですが、まだまだ男女の差が大きいのが現状です。男性職員のさらなる育児休業取得に向けた取組を進め、女性や若者の働きやすい環境が整った県庁であることが、職員採用試験に応募する際の大きな魅力の一つだと思いますので、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

さて、職員のトップである知事は、どのような認識を持って職員の働きやすい職場環境づくりに取り組まれているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事に就任して以降、様々な課題に直面してまいりましたが、これらに何とか対処してこられましたのも、県議会をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力に加え、県職員の努力のたまものであると、そのように考えております。

私は、職員の皆さんが、高い志と使命感を持って日々職務に懸命に取り組んでいることに心から感謝し、共に仕事をしてきたことを大変誇りに感じているところであります。

特に、現在のコロナ禍に対しましては、各保健所や県立病院をはじめ全庁体制により対応しているところでありますが、長引くパンデミックにより、県民の間に強い不安が広まり、先行きを見通すことが非常に困難な状況の中で、職員の皆さんには、これまでにない大変な苦勞をかけておりまして、改めて感謝の思いを強くし

ております。

「行政は人なり」と言われますが、様々な課題に的確に対応し、本県の発展や県民の福祉向上につなげるためには、県職員一人一人が持つ力を最大限発揮することが大切であり、そのためにも、職員の働きやすい職場環境をつくっていくことが大変重要であると考えております。

今後とも、職員一人一人が、やりがいを持って働くことができる職場環境づくりを進め、職員とともに、県民の皆様の期待に応えるべく、しっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 トップである知事が、職員に対して感謝の気持ちを持ち続けることは、非常に大事だと思います。これからも、どんな災害が起こるか分かりませんが、そのとき、そのときに、知事と職員の信頼関係の下、もちろん我々議員もですが、一丸となってその解決のために邁進できるような職場環境をつくっていただきたいと思います。

このような知事の姿勢が、採用試験の応募者増につながっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害対策について質問します。

今年の7月、8月は、台風や相次ぐ線状降水帯の発生等によって、全国各地で局地的な大雨が降り、特に風水害の少ない東北地方で甚大な災害が発生しました。全国各地で被災された方々にお見舞いを申し上げ、早期の復興を祈念いたします。

本県は幸いにして、今年は甚大な風水害は起きていませんが、先ほどのように、全国では各地で甚大な自然災害が起きています。また、政府は、南海トラフ地震の40年以内の発生確率を90%程度と発表し、地震や津波による大きな

被害が広範囲に予想されています。90%ですから、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくありません。いつどこで起きるか分からない自然災害、災害が起きるたびに、その教訓として、人命と財産を守る備えが構築されてきているわけですが、最近の状況を踏まえて、順次、災害時における対策について質問を進めてまいります。

まず、避難についてであります。災害の危険が迫ると、住民はまず目の前の命を守るための緊急的避難として、津波避難タワーのような指定緊急避難所、避難場所へ避難することとなると思います。その後、自宅の安全が確認された方は自宅へ戻れますが、大規模災害になれば、自宅が倒壊するなどの被害に遭った被災者が多数おられ、その方々の多くは避難所で生活することになります。

災害対策基本法によりますと、市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案し、法で定めた基準に適合する公共施設等を指定避難所として指定することになっています。そして、指定された避難所には様々な方々が一堂に避難されてきますが、高齢者や障がいがある方、妊産婦、乳幼児等のように、一般の方とは同じ避難生活を続けることが困難な方もいます。

避難所も幾つかの種類があると聞いていますが、県内にはどのような避難所が何か所あるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 被災者等を一時的に滞在させるため、災害対策基本法に基づき市町村が指定する県内の避難所は、今年8月1日現在で1,299か所であります。

このうち、広く被災者等を受け入れる「指定一般避難所」は、学校や地区の集会所など1,231

か所、高齢者、障がい者、乳幼児など特に配慮を要する方を受け入れるためのバリアフリーや相談支援体制など、環境がより整備された「指定福祉避難所」は68か所であります。

このほか、法に基づくものではございませんが、要配慮者の避難所として活用することについて、市町村と個別に協定を締結した老人福祉施設等が229か所ございます。

○野崎幸士議員 引き続き、避難される方がそれぞれの立場で安心して避難生活を続けやすい避難所の増設に努めていただくことを要望します。

さて、災害の際に様々な方が一堂に避難する避難所ですが、今懸念されるのが新型コロナの対応です。避難所における新型コロナ感染対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 避難所における感染症対策としましては、従前から、手指消毒や換気の実施、共用部分の清掃や消毒など、徹底した衛生管理を行うこととしております。

新型コロナにつきましては、オミクロン株による感染急拡大によりまして、自宅療養者が急増している中、多くの陽性者が避難所に避難することも想定されるため、よりきめ細かな感染対策が必要となってまいります。

このため県では、今年6月に新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営ガイドラインを改定し、自宅療養者の避難スペースの確保等の具体的な運営方法について、市町村に周知を図ったところでございます。

また、保健所におきましては、自宅療養者が避難する際の留意事項を平時から情報発信するとともに、市町村が行う感染対策やゾーニング、消毒時の注意点等について助言を行ってお

ります。

○野崎幸士議員 引き続き、安心して避難できる対策を講じていただくよう要望いたします。

次に、災害救助法では避難所の開設期間を、例えば学校であれば、本来の目的である教育の場としてできるだけ早期に再開することが望まれるように、各自治体の避難所開設期間を1週間と定めていますが、大規模災害では、自宅倒壊等により長期に避難生活が必要な方も多数発生します。

災害により避難生活を送っている被災者に対して、応急的な住宅をどのように提供するのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 被災された方々に対する応急的な住宅の提供につきましては、宮崎県地域防災計画に基づき、まずは、県と市町村による公営住宅等の空き家活用や、県による民間賃貸住宅の借り上げを行い、それが不足する場合には、県が応急仮設住宅を建設することとしております。

応急仮設住宅の建設用地につきましては、県内各市町村において、公園などの公共用地を活用し、現在約4万6,000戸分が確保されており、さらに県においては、応急仮設住宅を速やかに建設できるよう、一般社団法人プレハブ建築協会など関係団体と、災害時における協定を締結しております。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図り、災害発生時における被災者の居住の確保に努めてまいります。

○野崎幸士議員 災害時における被災者の住居の確保は、被災者の健康維持や、不安やストレスといった心理状況を落ち着かせる効果にもつながります。最近、車中泊を選択される方も多くなり、課題となっているようです。

避難された方が人間らしい生活を速やかに確保できるよう、さらに災害時の住居確保に努めていただくことを要望いたします。

次に、避難所において心配されるのが備蓄です。県では、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、宮崎県備蓄基本指針を定め、県民へ備蓄を促すとともに、県、市町村には指針に基づいた備蓄に関する計画を策定し、計画に沿った備蓄の推進に努めることとされています。

大規模災害が発生した場合、県内では相当数の避難者が発生することが想定されますが、県及び市町村の備蓄の取組について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県では、平成28年に策定した宮崎県備蓄基本指針に基づきまして、発災後3日間で必要となる食料や毛布、携帯・簡易トイレなどを、県と市町村で3分の1ずつ、計画的に備蓄しております。

県の備蓄物資につきましては、防災庁舎や元県立高校の校舎など、県内8か所で保管しておりますが、スペースの不足や効率的な搬出入が困難であることから、現在、専門家の御意見をいただきながら、拠点となる施設の整備を検討しているところでございます。

また、現在の指針では、避難所への避難者を対象に備蓄をしておりますが、車中泊など避難所以外での避難者も備蓄の対象に加えるよう、指針の改定作業を進めているところでございます。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、令和2年5月に改定された国のプッシュ型支援の対象者が、避難所避難者に加えて、車中泊者などの避難所外避難者も対象となりましたので、引き続き備蓄の取組を進めていただくことを要望いたします。

先ほどありましたように、県の備蓄基本指針では、発災後3日間、必要な食料等を市町村とともに備蓄することとなっておりますが、大規模災害が発生した場合は、被災者が長期にわたって避難所での生活を余儀なくされる事態も想定されます。

避難生活が長期化した場合における被災者への物資供給はどのようになるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 大規模災害が発生した場合、本県では宮崎県備蓄基本指針に基づきまして、発災後3日間は県民、県及び市町村が備蓄する物資で対応することとしております。

4日目以降につきましては、避難生活に必要な不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待つことなく供給する「プッシュ型支援」や、要請された物資を供給する「プル型支援」により、供給された物資を一旦県で受け入れ、市町村を経由して被災者へ届けることとなります。

このほか、スーパーやコンビニエンスストア、ホームセンターなどとの協定に基づき、必要な物資を調達し、供給することとしております。

○野崎幸士議員 備蓄用の支援物資の管理や、運ばれてくる物資の受入れなどを行う拠点施設の整備を検討しているとのことでしたので、ぜひスピードを上げて進めていただくとともに、物資が被災者のところへ届くまでの輸送手段確保と、災害規模によっては膨大な物資が必要となることが想定されますので、各店舗、企業との協定もさらに進めていただくことを要望します。

次に、備蓄食料品のアレルギー対策について

ですが、政府は今年6月に見直した国の防災基本計画で、アレルギーに対応した食料の備蓄を、自治体の努力義務として初めて明記しました。

実際、過去の被災地では、自治体が備蓄していた非常食や、避難所に届けられた支援物資が食物アレルギーに対応しておらず、アレルギーのある方が食料の確保に苦労したり、その非常食を口にしたアレルギー体質の避難者が命の危険にさらされる事態が生じたこともあって、災害時に食事に不安を覚えて避難をためらったりするケースが生じています。

もちろん、食物アレルギーがある方は、個人で備蓄等の対応を講じることも必要だと思いますが、自治体による備蓄においても、食物アレルギーのある方への配慮が必要と考えます。

そこで、本県の備蓄品のアレルギー対応について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 食物アレルギーを持つ方は、各自でそれぞれの状況に応じたアレルギー対応食を準備していただくことが基本ですが、様々な理由により、それが困難な場合も想定されます。

このため県では、備蓄用の食料と育児用ミルクにつきましては、食物アレルギー体質を持つ方の割合を考慮いたしまして、一定割合をアレルギー対応のものとしております。

議員の御指摘にありましたように、国の防災基本計画におきまして、食物アレルギーに配慮した食料の確保等が自治体の努力義務とされたことから、これを県の備蓄基本指針や地域防災計画に反映させるとともに、市町村に対して周知・指導を行ってまいります。

○野崎幸士議員 避難が必要な方がためらうことのないよう、しっかり取り組んでいただくこ

とを要望します。

次に、過去も質問しましたが、モバイルファーマシーについて質問します。

モバイルファーマシーとは、キャンピングカーを改造して調剤室を備えた、医師の処方薬を提供できる車両のことで、大規模災害時に医薬品を必要とする被災者の方々に、自立的に調剤して処方薬を提供することができます。

平成28年4月の熊本地震では、大分県、和歌山県、広島県の3県からモバイルファーマシーが出動し、被災地で活躍しました。その活躍が評価され、薬剤師会や大学を中心に、全国で20台ほど導入されているそうです。

今後、本県においても、大規模災害が想定される中で、災害への備えとしてモバイルファーマシーが必要ではないかと考えますが、福祉保健部長に見解をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） モバイルファーマシーは、災害時において、被災した薬局の代わりに被災地で調剤作業と医薬品の交付を迅速に行うことができることから、避難所等での医薬品の供給方法として有効であるものと考えております。

一方で、平常時の利活用の方法などで課題もありますが、既に導入している地域では、防災訓練や大学の学生実習、さらには小学校等での職業体験として活用されている事例もありますことから、これらを参考に、今後も県薬剤師会と意見交換を進め、引き続き、支援の在り方等について検討を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 現在、九州では福岡県、熊本県、大分県に導入されています。平時の維持管理など課題もあると思いますが、導入に向けて検討されることを要望いたします。

さて、過去に各地で起きている大規模災害を見てみますと、倒木による電線の破損や電柱が倒れるなどして、道路交通の妨げによる復旧作業の遅れや大規模停電をもたらしています。

このような状況を鑑みますと、電線の地中化、無電柱化を進めていくべきと考えますが、現状と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 無電柱化につきましては、道路の防災性の向上をはじめ、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも大変重要な取組であります。

このため、県管理道路におきましては、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、これまでに12路線、約13.6キロメートルの整備を行ってきたところであり、現在、県道宮崎島之内線の宮崎市瀬頭地区など、4路線5か所、約5.2キロメートルについて整備を進めております。

今後は、今年2月に改定した宮崎県無電柱化推進計画において、市街地を通る緊急輸送道路の無電柱化を重点的に進めることとしたところであり、県立宮崎病院西側の国道269号など7路線、約8キロメートルについて整備を行うこととしております。

県としましては、大規模な災害に備えるためにも、引き続き、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 令和元年に起きた、台風15号による千葉県内を中心とする大規模な停電により、約2,000本の電柱が倒壊や破損し、停電の完全復旧に半月もかかり、熱中症などで亡くなる方が相次ぎました。

このような被害を受け、無電柱化に関心が高まったようですが、調べてみますと、1キロメートル当たり約4億円から5億円の高いコス

トがかかること、電力会社、通信会社等との調整が困難であること、また工事期間の長期化等がその普及を阻む原因となっているようです。

厳しい財政状況の中で、促進を図ることは容易ではないと思いますが、無電柱化によって、防災をはじめ、景観の向上、安全・安心な生活等にもつながりますので、推進していただきますよう要望いたします。

次に、災害廃棄物の処理について質問します。

災害時には、人命救助や救援物資運搬、復旧作業や衛生的な生活が早急に求められますが、災害時に発生する膨大な災害廃棄物の処理の遅れがそれぞれを阻害することを鑑みますと、この災害廃棄物処理対策も重要と考えます。

災害時に発生する膨大な災害廃棄物への対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 災害時に発生する膨大な廃棄物については、市町村において速やかに仮置場を設置し、分別を行った上で焼却や埋立てを行うなど、通常のごみ処理とは異なる対応となります。

このため県では、市町村に対し、職員の対応力向上のための研修会や、大規模災害を想定した図上演習の実施、災害時の行動マニュアルの策定支援などに取り組んでいるところであります。

また、産業廃棄物処理や解体工事の事業者団体との協定締結など、官民連携の広域処理体制の構築を図っており、県の協定締結を契機として、本年7月までに全ての市町村が、関係団体と災害廃棄物の処理に関する連携協定を締結したところであります。

県としましては、引き続き市町村や関係団体と連携し、災害廃棄物の処理が迅速かつ円滑に

進められるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 熊本地震の際に、私も宮崎の処理業者の方と、災害廃棄物がまず持ち込まれる仮置場の現場に視察に行きました。

仮置場の地面には何百枚もの鉄板が敷かれていて、次々と軽トラやトラック等で災害廃棄物が持ち込まれ、長蛇の列ができる混乱した現場で、畳や電化製品、瓦礫等の分別のルートに沿って、入り口で車を誘導しておりました。

被災された住民が仮置場に災害廃棄物を持っていく際に、事前に分別して持ち込むことを徹底して周知しておくことが、仮置場での混乱を避けるために最も重要なことだと思いましたが、先ほど述べたような地面に敷く鉄板一つにしても、本当に現場で何が必要なのか、手配しておくべきかを再度、関係機関、関連団体と事細かに煮詰めていただくよう要望します。

こういった、実際現場で采配された方に講師として来ていただいて、生の研修会等を開催することも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、堤外民有地について質問します。

御存じのとおり、堤防から見て河川のある側を堤外地、堤防から見て住宅のある側を堤内地といいます。この堤外地にある民有地のことを一般に堤外民有地と呼んでいます。

堤外民有地は、当該土地の所有者に対して、補償することなく無断で工事を行うことはできず、当該堤外民有地の買収を行わなければなりません。

本県にも多数存在する堤外民有地の現状と対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のとおり、堤外民有地は、河川区域内にある民有

地であり、多くの河川にありますが、災害復旧や河川工事を行う場合、他の公共事業と同様、用地を取得する必要があります。

しかしながら、堤外民有地につきましては、所有者が不明の土地や共有地、さらに字図混乱地などが多く、用地境界の確定や用地交渉に多大な労力と時間を要している状況にあります。

河川整備を進めることは、県民の生命と財産を守り、災害に強い県土づくりを進める上で大変重要でありますので、引き続き、不在者財産管理人制度などを活用しながら、用地取得に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 国会においても堤外民有地の問題は、私が調べる限りでは、昭和40年の参議院建設委員会から幾度となく議論がなされていますが、結論には至っていません。

しかし、最近起こった河川の氾濫等を見ても、河川整備が重要と考えますし、国が進めている国土強靱化加速化対策等の中で、この堤外民有地の取扱いについても議論され、何らかの方向性が出ることを期待します。

今、国民の生命財産を守り、安全・安心な暮らしを支える社会インフラの構築を目指し、国土強靱化が進められています。県におきましても、平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、令和3年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」によって、県土の強靱化に欠かすことのできない重要なインフラ整備が着実に実施されております。

そこで、これまでの国土強靱化5か年加速化対策の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 5か年加速化対策では、高速道路のミッシングリンク解消や

4車線化などの、災害に強い道路ネットワーク機能の構築や、流域治水対策、インフラ老朽化対策などを中心に、本県におきましても、様々な取組を進めております。

特に都城志布志道路では、国土強靱化予算により、令和6年度に県内区間において全線開通の見通しが立ったところであり、災害時には人流・物流のネットワークとして機能することが期待されます。

また、油津港では、岸壁耐震化工事が昨年度完成したことにより、県内の3つの重要港湾において耐震強化岸壁が整備され、震災時における緊急物資の安定的な供給ルートが確保できました。

さらには、県内河川の河道掘削を集中的に実施することで治水安全度が向上するなど、県土の強靱化は着実に進んでいるところであります。

○野崎幸士議員 5か年加速化対策によりインフラ整備が着実に進んでいることは、よく分かりました。

一方で、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することから、その対策についても、県土の強靱化を図る上で着実に実施していかなければならないと思っております。

特に、その中でも著しく財政負担が増大していくことが懸念されるのが、橋梁の維持管理です。調べたところ、平成24年に発生した笹子トンネルの事故を受け、国交省は、全国の橋やトンネルについて、自治体などに平成26年度から、5年に1回の橋梁の定期点検を義務づけ実施しています。

全国を見ますと、自治体が管理する橋については、今年3月末の時点で、およそ6万3,000か

所で修繕が必要と判定されていて、その5割を超えるおよそ3万4,000の橋では、修繕が終わっていない状況のようですが、県が管理する橋梁の老朽化対策の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 現在、県が管理する橋梁は2,025橋ありますが、10年後にはその約6割以上が建設から50年を超えることから、老朽化対策が急務となっております。

このため県では、平成22年に全国に先駆け、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、5年に1回の定期点検を継続して行うとともに、計画策定の時点で早急に措置が必要と診断した529橋の対策を進めており、これまでに、国土強靱化関連の予算を活用し、その約7割に当たる386橋が完了したところであります。

今後は、残る約3割の橋梁の対策を重点的に進めるとともに、点検で確認された損傷が軽微な橋梁についても、計画的に予防保全措置を行い、橋梁の老朽化対策にしっかりと取り組んでいきます。

○野崎幸士議員 橋梁の老朽化対策についても、5か年加速化対策により進んでいるようで、少し安心したところでございますが、国が5年に1回の橋梁の定期点検を義務づけていることを鑑みますと、また新たに修繕等が必要な橋梁が増えていくことが考えられますので、策定した計画を着実に遂行しながら、しっかり橋梁の老朽化対策に努めていただくことを要望いたします。

これまでの質問のように、災害リスクが高く、必要なインフラ整備が遅れている本県にとって、取組を推進するためには、今後も予算確保というものが重要になると思っております。

現在進められている5か年加速化対策は、令

和7年度までの計画になっておりますが、始まって2年で総額15兆円の約半分が執行されており、場合によっては前倒して予算措置が終わるのではないかと懸念があります。

当然のことながら、5か年という短い時間で県土強靱化に必要な取組を全て実現することはできず、中長期的視点に立った目標に基づく対策を、今後も着実に進めていくことが必要であると考えます。

そこで、国土強靱化5か年加速化対策後も持続的、安定的に対策を進めることが重要だと考えますが、必要な予算の確保に向けた取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 災害リスクの高い本県におきまして、高速道路のミッシングリンク解消など、県土強靱化に欠かすことのできないインフラの整備は、いまだ道半ばでありまして、議員御指摘のとおり、今後も持続的、安定的に対策を進めていくことが大変重要であると考えております。

このため、私としましては、全国知事会の地方税財政常任委員長という立場で、また国土強靱化の有識者会議であります「ナショナル・レジリエンス懇談会」の地方自治体の代表委員として、国土強靱化の取組はこれからも継続的に行わなければならないと、国に対して強く訴えてきたところであります。

今年6月に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針におきまして、5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靱化の取組を進めていくことの重要性が示されたところであります。

今後とも、私に与えられている立場を最大限に生かしながら、国土強靱化予算の必要性を国に強く訴え、県民の命と暮らしを守るため、私

が先頭に立って、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 先ほども申しましたけど、知事は、全国知事会地方税財政常任委員長として、国の意思決定に対して、全国を代表して意見を述べる立場にあります。

また、今年4月26日に開催された「ナショナル・レジリエンス懇談会」においては、全国の代表として、「高規格道路の整備、河川の掘削、港湾の耐震岸壁整備など、強靱化の効果は目に見えて現れている。しかしながら、激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震など災害リスクは高く、強靱化の幹となる部分ができていない。このため、引き続き安定した予算が必要である」と発言されています。本当に、国に対して国土強靱化事業の継続を訴える強いメッセージだと思います。このように、今後とも知事におかれましては、強いリーダーシップを発揮され、国土・県土の強靱化に尽力されることを強く要望いたします。

次に、交通対策についてお伺いします。

人口減少や少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルスの影響により、県内の地域公共交通を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっております。このうち、複数の市町村をまたぐ地域間幹線バスについては、今年6月末に開催された県バス対策協議会において、宮崎交通が、これまでの「赤字額の全額補填がなければ路線の廃止」という主張を見直す考えを示したことから、今後、引き続き、地域ごと、路線ごとに持続可能なバス路線網とするための協議・検討が進められることとなっております。

一方、鉄道につきましては、九州西側は、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に加え、今年9月には西九州新幹線の開業予定と、鉄道網の整

備が着実に進展している一方、本県を含む東九州においては、平成30年に大幅な減便が実施され、東西格差が拡大しています。また、今年3月には窓口業務の時間短縮など駅体制が見直されており、地域間幹線バスと同様、路線の維持・確保に大きな危機感を持っているところで

す。
そのような中、先日、JR九州は、利用者数の少ない線区について収支等を公表したようですが、県内の鉄道の状況について、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） JR九州は、8月25日に、平均通過人員が2,000人未満の線区について、令和3年度の収支を公表したところであります。

県内の主な線区の状況としましては、まず日豊本線の佐伯－延岡間が、平均通過人員1日431人で約6億5,900万円の赤字、同じく都城－国分間は、1日830人で約4億1,500万円の赤字となっております。

次に吉都線は、1日397人で約3億4,100万円の赤字となっており、日南線につきましては、昨年、台風14号による大雨の影響により、9月16日から12月11日までの間、運休となったことから、平均通過人員、収支ともに公表されておりません。

○野崎幸士議員 新型コロナの影響を受け、利用者数の減少、収支の悪化が続いているようですが、本県に限らず地方のローカル鉄道は、マイカーの普及や高速道路の整備、リモートワークの浸透などのライフスタイルの変化により、その存続が危ぶまれています。

そのため国が、今年2月から有識者検討会で検討を重ね、7月末に取りまとめた提言によれば、JR各社は、これまで同様、路線の適切な

維持に努めることを前提としながらも、利用者数が著しく減少しており、広域的に調整が必要な線区については、国が中心となって、その在り方を協議する場を設置することとなっております。

具体的には、平時における輸送密度が1,000人未満で、かつピーク時の1時間当たりの輸送人員が500人未満となる線区が、この協議会の対象とされておりますが、本県では、JR吉都線やJR日南線の一部線区等がこの基準に該当する可能性があり、今後の動向が大変危惧されるころです。

そこで、今回の検討会の提言を受け、県として今後どのように対応していくのか、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 今回の提言は、利用者数が著しく少ない線区について、鉄道事業者または自治体の要請を受け、国が中心となって、在り方を協議する場を設けるというものであります。県としましては、今後、国の対応を十分注視しながら、路線の維持・存続という方針の下、沿線自治体と一緒に利用促進に努めてまいります。

また、特に平均通過人員の少ない日南線の油津－志布志間につきましては、被災した際に災害復旧が難しい場合など、様々な事態を想定し、どういった対応が考えられるのか、沿線自治体とともに研究をしているところであり、引き続き取組を進めてまいります。

○野崎幸士議員 沿線自治体と一緒に、利用促進に全力で取り組んでいただくとともに、人口減少や突発的な被災等も見据えた将来の在り方についても、今のうちにしっかりと地元と議論していただきたいと思います。

次に、宮崎カーフェリーについてですが、今

年4月15日に、約25年ぶりに新船「フェリーたかちほ」が就航しました。また、もう一隻の「フェリーろっこう」も、来月10月4日火曜日に就航します。

新船2隻は、車両積載量、個室が大幅に増え、多様な旅行形態に対応しており、物流や観光振興の一翼を担う本県経済の生命線と位置づけられ、大きな期待がされているところです。

来月から、「たかちほ」と「ろっこう」の新船2隻での就航が始まるわけですが、長距離カーフェリー航路への期待、展望について、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 長距離フェリーにつきましては、本年4月に1隻目の新船が就航し、コロナ禍や燃料高騰の影響がまだまだ大きい状況にありますが、1隻目の就航以降、旅客数は前年度比で約2.6倍に増加するなど、既に一定の効果が現れております。

このような中、本年10月には2隻目も就航いたしますので、さらなる旅客の拡大に加え、物流面におきましても、本県の農産物輸送が本格化する冬場の最盛期に合わせて2隻体制となることで、より多くの貨物が積載できるなど、今後の需要拡大が期待されており、現在、会社では、新船の強みを生かした営業活動に取り組んでおられます。

県としましても、本県経済の生命線である宮崎－神戸航路を将来にわたってつなげていくため、新船就航を契機として、本県の物流や観光の発展に向けて、引き続き、オール宮崎の体制で、航路の維持・充実に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 今回は、鉄道と長距離フェリー航路について質問しましたが、交通対策の最後の質問として、本県における総合的な公共

交通の現状をどう捉え、今後どう発展させていくお考えなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナや燃料高騰などの影響を受けまして、全ての公共交通機関において、利用者の減少とそれに伴う減便が続いておりまして、交通事業者の経営は非常に厳しい状況にあるものと認識しております。

そのような中、バスや鉄道、フェリー、飛行機等の公共交通は、県民生活のみならずビジネスや観光を支える重要な基盤であります。効率的で利便性の高いネットワークを構築することにより、その機能が十分発揮されるものと考えているところであります。

このため、県におきましては、コロナ禍のこの2年間、運賃割引や資金繰り、高騰する燃料費への支援など、交通事業者の経営安定化に積極的に取り組むとともに、今議会にお願いしております宮崎再生基金も活用しながら、旅行・交通需要の早期回復を図っていくこととしております。

その上で、今後も引き続き、県民が安心して暮らすことのできる環境整備はもとより、県内経済のさらなる飛躍に向けまして、その土台となります陸・海・空の総合的な公共交通ネットワークの維持・充実に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 公共交通は、本県全ての生活や産業につながっていますので、これからもしっかり取り組んでいただくことを要望します。

また、早速今月の2日に、本県の公共交通の維持や活性化を図るため、新たに県地域公共交通協議会が発足したと伺っております。市町村、交通事業者、利用者等と議論を重ねられ、持続可能な公共交通の確立に向けて、着実に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、観光対策について質問します。

東京商工リサーチが全国の企業を対象に、新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査を4月に行った結果、今年3月の売上高が、コロナ禍前、2019年同月の「半減以下」とする企業の割合は、業種別で宿泊業が50%と最も多く、借入金の返済見通しを「現在懸念がある」とする企業の割合も、宿泊業がワースト1位と公表し、新型コロナウイルスの影響を最も大きく受けている業種であることが示されました。

7月に開催した商工建設常任委員会において、本県観光関連団体と意見交換を行い、コロナ禍における現状と課題、要望等の説明を受け、大変厳しい現状を改めて確認したところです。

そこで、本県観光の現状と今後の対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナウイルスの長期化によりまして、宿泊業や旅行業など県内の観光産業は大きな影響を受けており、本県の観光は、かつて経験したことがないほど厳しい状況に置かれております。

このため県では、県内宿泊事業者の感染防止対策を支援することにより、安全・安心な受入れ環境の整備を進めますとともに、県内旅行割引事業でありますジモ・ミヤ・タビキャンペーンや、教育旅行への支援などを実施し、県内旅行需要の喚起を図っているところでございます。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、誘客の対象を全国へ広げ、食や自然、神話、恵まれたスポーツ環境など、本県の強みを生かした観光誘客に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 県も、本県の観光はかつて経

験したことがないほど厳しい状況と、本県観光関連団体と同じ認識のようですが、国内では微量ではありますが、徐々に人の移動が出てきているように感じます。

一方、インバウンドを見ますと、6月10日、外国人観光客受入れが2年2か月ぶりに再開されました。宿泊業界にとっては朗報ですが、先ほどあったように、新型コロナウイルスの影響で業界は大変なダメージを受けており、コロナ禍前とは大きく状況が異なっています。しかし、業界からは、インバウンド再開に大きな期待をする声も上がっています。

そこで、インバウンドの状況と今後のインバウンド対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県の外国人観光客は、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により実質ゼロであり、大きな打撃を受けております。

今年6月から観光目的の入国が再開されましたが、国際線の運航が全国で7空港に限られていることや、入国者数の制限などから、7月の観光目的の入国者は7,903人とどまっており、本県ではようやく8月に、福岡空港を利用した香港からの観光客20名が来訪したところでございます。

国では、入国者数等の見直しを進めており、今後、観光客の増加が見込まれますことから、今議会にお願いしておりますインバウンド緊急誘客再生事業によりまして、まずは韓国・台湾・香港を対象に、福岡空港等の他県空港を経由した誘客を図り、インバウンドの回復、さらには宮崎空港発着の国際定期便の早期再開につなげてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今議会に提案されているイン

バウンド緊急誘客再生事業等によって、外国人観光客をまずはつなげておくこと、新型コロナが落ち着いて再開するであろう、国際クルーズ船及び国際定期航空路線の運航に向けての準備、取組を引き続き行っていただくことを要望いたします。

次に、MICEについて伺います。

MICEとは、企業等の会議、研修旅行、国際会議等の総称です。MICE誘致は多くの集客が見込まれ、宿泊、飲食、観光等の消費活動の裾野が広く、一般的な観光客以上に経済効果を生み出すと期待されています。

本県においても、コロナ禍前には頻繁にMICEが開催されていましたが、新型コロナの影響で、MICE誘致が大変難しくなっているのではないかと思います。

さらに、MICEを誘致しようとする都市間での競争が激しくなっており、MICEの誘致のためには、人と人とのつながり、人的ネットワークが大変重要であると伺っているところで

す。そこで、MICEの開催状況と今後の誘致の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 令和3年度のMICEの開催実績は、過去最低でありました前年度に続き、新型コロナによる延期や中止が相次いだことから、過去2番目に少ない38件、延べ参加者数1万2,458人となっております。

コロナ禍におきましては、規模の縮小やオンラインを組み合わせたハイブリッド方式などにより参加人数が減少したため、令和2年9月からMICE補助金の参加人数基準を引き下げますとともに、新たに企業研修の受入れ拡大のた

めのモデルづくりを進めるなど、小規模MICEの誘致にも取り組んでいるところでございます。

来年3月には、国内外から600名が参加予定のアジアゴルフツーリズム商談会の開催も予定されているところでありまして、今後とも、これまでに培ってきた人脈も最大限に生かしながら、国内外からのMICE誘致に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 大事なことは、今まで本県でのMICE開催に関係してきた様々な方々とながっておくことだと思いますので、そういった関係を壊さないように、しっかりつなぎ止めていただくよう要望いたします。

さて、本県では、来年の置県140年に合わせ、県出身者や県にゆかりのある方たちが一堂に集う県人会世界大会を、来年10月に初めて開催することにしていますが、宮崎県人会世界大会の開催に向けた取組状況と知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この県人会世界大会は、県人会の高齢化や世代交代によりまして、本県とのつながりが薄れていくことが懸念される中で、国内外の県人会の方々が一堂に会し、ふるさと宮崎を中心とした強固なネットワークを構築しようとするものであります。

その開催自体はもとより、開催後、そのネットワークを生かした本県の活性化に向けても重要な取組と考えております。

この大会に向けまして、これまで、官民一体となった推進組織を立ち上げ、大会の基本構想やキャッチコピーを決定しましたほか、大会パンフレットや動画の作成、ロゴマークの公募等の広報・PRも展開するなど、準備を進めているところであります。

7月には、国内13の県人会を集めた「ひなた県人会国内サミット」を初めて開催しまして、世界大会の開催に向けた、しっかりとした連携体制も築いたところであります。

今後、市町村や関係団体等との連携を図りながら、県人会の皆様方に、改めてふるさと宮崎との絆を実感していただけるよう、大会に向けた準備を進めますとともに、交流人口の拡大や、本県のさらなるプロモーション展開など、開催の効果をしっかりと本県の活性化につなげていくことができるよう、取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 国内外の県人会の皆様が一堂に会する大会ですので、非常に規模の大きい大会になると思いますし、宮崎人としての絆であったり誇りであったり、改めて郷土愛が再認識できる大会になると思います。宮崎の全てを世界に発信するような大会になるよう、取り組んでいただきたいと思います。

次に、本県観光の強みである伝統文化についてです。

本県には、200を超える神楽が継承され、それらのうち国の重要無形文化財の指定を受けているものが4件あります。これは全国でも最も多く、神楽は本県を代表する民俗芸能と言えます。

このような中、県が事務局となって、ユネスコ無形文化遺産登録を目指し、神楽の全国組織を発足させるという発表がありました。ユネスコへの登録が実現しますと、神楽の存在意義や文化的価値が世界に認められ、保存団体の継承意欲が高まり、地域の活性化や観光浮揚にもつながっていくものと考えます。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた知事の意気込みについてお伺いいたしま

す。

○知事（河野俊嗣君） 本県ではこれまで、記紀編さん1300年記念事業や国文祭・芸文祭などを通じまして、宮崎の宝であります神楽の振興に努めますとともに、将来にわたる保存・継承の機運を高めるため、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて、国への要望活動を行ってまいりました。

神楽のユネスコ登録には、まずは全国各地の国指定神楽を一つにまとめる必要があります。このため、全ての関係自治体や保存団体に対しまして参加を呼びかけ、全国組織の設立に向けて取り組んでまいりました。いよいよ10月11日に、「全国神楽継承・振興協議会」の設立総会を東京で開催しまして、ユネスコ登録に向けた動きを加速することとしております。

少子高齢化や過疎化による後継者の不足、コロナウイルスの影響による中止や規模縮小など、神楽を取り巻く状況は厳しいものがございますが、本県が全国の様々な団体をリードしながら、一日も早いユネスコ無形文化遺産登録を目指して、より一層、取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 こういった、地域に根差している独自の地域文化を守り継承していくことが、地域を持続的に守り発展させていくことにつながるとは思いますし、観光資源にもなりますので、登録に向けてしっかり取り組んでいただくことを要望します。

ここまで、観光対策について質問させていただきました。県ではこれまで、新型コロナウイルスで大きな打撃を受けている本県観光を支えるため、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンをはじめ、スポーツランドみやぎきの推進等に取り組まれています。今後はさらに、国内外からより多くの観光客の皆さんに来ていただけるよう、力

強く取り組んでいく必要があると思います。

知事は就任以来、観光振興に力を入れてこられたと思いますが、今後、観光宮崎のさらなる発展にどのように取り組まれていくのか、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私が知事に就任しました平成23年は、前年の口蹄疫に続きまして、新燃岳の噴火や東日本大震災が発生した年でありまして、本県の観光にとりまして大変厳しい年でありました。

以来、私は、観光振興を県政の最重要課題の一つと位置づけまして、観光基金の設置など積極的に取り組んできたところであります。その結果、本県の観光客は、平成23年には約1,265万人でありましたが、令和元年は約1,588万人へと大きな伸びを示したところであります。

現在、本県観光は、コロナ禍により深刻な影響を受けておりますが、本県には、食や自然、神話などの世界に誇る観光資源がありまして、ゴルフやサーフィンといったアウトドアレジャーの人気の高まりなど、追い風も吹いているものと考えております。

また、WBC日本代表「侍ジャパン」の合宿も決定するなど、スポーツランドみやざきにつきましても、これまで以上に注目を集めているところであります。

私は、本県の強みを考えるに当たりまして、食とスポーツ、これをツートップとし、続いて自然、森林、神話というものがあるのではないかと。それぞれローマ字で頭文字を取ると、全てSがつきますので、こういった5つのS、これは観光にも直結するものであろうと考えております。

今後、整備中の屋外型トレーニングセンターの活用等によりまして、スポーツによる誘客を

一層拡大するとともに、宮崎再生基金の活用等によりまして、本県の魅力を国内外に広く発信し、一日も早い観光宮崎の再生と、さらなる発展に努めてまいります。

○野崎幸士議員 冒頭にありましたように、本県の観光は、かつて経験したことがないほどの厳しい状況です。本県経済の大きな柱である観光の再生に、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、ワーケーションについて質問します。

ワーケーションとは、ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワーク（リモートワーク）を活用し、働きながら休暇を取る過ごし方のことです。

近年、働き方改革や新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい日常の奨励の一環として、政府がワーケーションの推進を打ち出したこと、また平時の旅行需要の創出や、交流人口・関係人口の増加も期待されることから、多くの自治体でその誘致が行われています。

中でも、和歌山県が他の自治体に先駆けて取り組んでおり、私たちも6月末に会派の部会でその取組を視察に行ったところですが、本県におけるワーケーションの受入れを推進するため、どのような取組を行っているのか、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 本県では、ワーケーションの推進に向けて、県内の宿泊事業者などの民間事業者や関係団体、市町村から成る「みやざきワーケーション推進協議会」を昨年10月に設立し、現在64の団体に参加いただいております。

同協議会においては、昨年12月と今年3月に、市町村や宿泊事業者などの実務者を対象と

した研究会を開催し、保養地の宿泊施設を利用したワーケーションに取り組む長野県立科町の事例を学ぶとともに、国・県の支援策について情報共有を行うなど、受入れ体制の充実に向け、積極的に活動しております。

さらに、県内のワーケーションに関する情報を一元的に管理するホームページを開設し、県内市町村をめぐる広域的なモデルプランを複数紹介するなど、本県ならではのワーケーションの魅力発信にも取り組んでおります。

○野崎幸士議員 ここで、県内の取組の例を挙げますと、日向市では、全国有数のサーフスポットをはじめ、日向市の持つ魅力的な観光コンテンツの強みを生かしたワーケーションの推進を行っています。今年1月には、ワーケーション専用オフィス「Surf Office」が整備され、稼働しています。

また、宮崎市では、青島や一ツ葉エリア、中心市街地などに様々なワークスペースやアクティビティーを楽しめる環境が整っているほか、宮崎市ワーケーション特設サイト「みやざきのんびりステイ」を開設し、様々な紹介や発信を行っています。

このように、県内各自治体でもワーケーション推進に関する様々な取組を行っているようです。本県においても、ワーケーション受入推進強化事業を行っていますが、どのような取組を行うのか、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 県が今年度実施するワーケーション受入推進強化事業では、協議会において、ワーケーションをテーマとした先進事例の紹介やグループワークを行うとともに、SNS等を活用したPRに取り組むこととしております。また、来月には、国内で

ワーケーションの普及に取り組む有識者を講師に招き、シンポジウムを開催する予定であります。

さらに、ワーケーションをテーマに、都市圏の企業と県内市町村とのマッチングにも取り組むこととしており、この中で、企業の方々と市町村職員や地域づくりに取り組む方々との意見交換を行うこととしております。

こうした事業展開により、地域とのつながりを求める企業と市町村との結びつきを深めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 県内のワーケーション推進に取り組む各自治体の力になるよう、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、実際にワーケーション誘致・受入れを検討する際には、受け入れる施設に必要な設備や備品等の充実、利用者のニーズを反映することが重要と考えます。

特に、ワーケーション滞在先として選ばれるためには、セキュリティーやスピード面が確保されたWi-Fi等の通信環境が重要なポイントになると考えますが、県の取組について総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） ワーケーションの実施に当たっては、都市部と同程度に働くことのできる通信環境の確保が大変重要であります。

県内においても、ワーケーションに積極的な市町村では、国や県の支援策を活用することなどにより、Wi-Fi等の通信環境を備えたワークスペースの設置等に取り組んできたところであり、民間事業者における取組も広がってきております。

県としましては、国等の支援策を十分に活用するよう、市町村や民間事業者に対して随時、

情報を提供するとともに、ワーケーション利用者のニーズに応えるため、ホームページにおいて、Wi-Fiなどの通信環境をはじめとするワークスペースの情報などの発信を行っているところであります。

○野崎幸士議員 ワケーションにおいては、全ての滞在者がパソコンを使って仕事をするわけですから、通信環境の充実は必須ですので、引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

このテーマの最後の質問として、本県におけるワーケーションの展望について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨今、東京一極集中から地方回帰の機運が高まっております。本県におきましても、都市部からの移住者が年々増加するなど、地方への人の流れというものが大きく広がっております。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、テレワークやワーケーションなど、柔軟な働き方が急速に広がっております。休暇を楽しみながら働く場所として、地方への関心が一層高まってきております。

このような中で、ワーケーションの推進は本県にとりまして、関係人口の創出・拡大にとどまらず、観光客や企業の誘致、さらには将来的な移住も期待できるなど、地域の活性化につながる新たな展開を生み出す可能性を感じているところであります。

県としましては、この機会を捉え、民間事業者・関係団体や市町村と密に連携を図りながら、快適なワーケーション環境の整備を促進するとともに、本県の強みであります温暖な気候、サーフィンやゴルフ、豊かな自然や食など、県外に誇れる地域資源を積極的に情報発信

し、「ワーケーションで選ばれる宮崎」を目指して、取組を推進してまいります。

○野崎幸士議員 先ほど、観光対策全般の質問をさせていただきましたが、ワーケーションの推進は、観光対策や移住の促進、企業誘致ともリンクすると思いますので、関係部局がしっかりと連携してワーケーションの推進に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、スポーツランドみやぎの推進について質問します。

まず、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についてです。

7月に、令和9年の本県での開催が正式に内定し、より一層、5年後の大イベントに向けての準備が本格化していくと思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大や燃油・資材等の高騰等で、準備、整備等の進捗に影響が出ているのではないかと危惧しております。

そこで、本県における国スポ・障スポ開催までの準備状況（工程の進捗）、また主要3施設の整備の進捗状況について、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 国スポ・障スポの開催準備につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴う県外との往来自粛により、中央競技団体の視察時期がずれ込むなどの状況もありましたが、競技会場地の選定や競技役員の養成、市町村の施設整備に対する支援など、開催準備総合計画に基づき、おおむね順調に進んでおります。

主要3施設につきましては、昨年度に陸上競技場及び体育館の建設工事に着手し、プールは現在、実施設計を行っているところであり、予定どおり整備が進んでおります。

資材の高騰に対しましては、社会情勢を注視

しながら、影響が生じる場合には事業者とも調整し、適切に対応してまいります。

2年後には開催決定、実行委員会の立ち上げなどを控え、準備も一層本格化してまいりますことから、関係団体の皆様とも連携し、引き続き、5年後の大会の成功に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 開催準備、また主要3施設の整備も順調に予定どおり進んでいるということで、安心しました。

答弁にありましたように、2年後に開催決定、実行委員会の立ち上げ等、準備も本番に向けて本格的になるわけですが、今回、本県国スポ・障スポの開催が内定したことを踏まえて、改めて大会に向けた決意、思いを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この7月に、本県国スポ・障スポの令和9年の開催が内定したところでもあります。

改めて、5年後の大会の成功及び天皇杯獲得、そして大会後の施設を活用した地域の活性化に向けた思いを強くしたところでもあります。全国のモデルとなるような大会にしてまいりたいと考えております。

本県の国スポ・障スポでは、県内に分散整備する主要3施設を「スポーツランドみやざき」の新たな拠点とし、これまでの取組を県内全域に広げることにより、スポーツを通じた地域振興を図ってまいります。

また、天皇杯の獲得に向けたトップアスリートの競技力向上を一層推し進めるとともに、大会開催を契機に、県民の皆様のスポーツに対する関心をより高めて、広く生涯スポーツや健康づくりを浸透させるなど、県民生活の向上にもつなげてまいります。

大会には県外から多くの方が来県されますので、宮崎らしい「おもてなしの心」でお迎えし、地域の方々との交流の輪を広げながら、本県の多彩な魅力の発信や、新たな活力の創出につなげてまいります。

○野崎幸士議員 本大会は、本県のあらゆる分野に刺激を与える大会になると思いますので、大会効果を最大限に引き出すよう、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、屋外型トレーニングセンターについて質問します。

令和3年度2月補正予算において、屋外型トレーニングセンター整備事業、18億5,100万円が計上され、これは旧オーシャンドーム跡地に県がフェニックス・リゾート社から約6ヘクタールの敷地を無償で借りて、天然芝のサッカー・ラグビー場や、400メートルトラックを備えた多目的グラウンド、さらにはトレーニングジムが設置可能なホール等を設け、トップアスリート向けの練習拠点として整備し、来年4月に運用が始まる予定となっています。

この整備においても、国スポ・障スポの主要3施設の進捗同様、新型コロナや燃油・資材高騰による影響が懸念されますが、屋外型トレーニングセンター整備の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターの整備につきましては、これまで順調に進捗しており、予定どおり今年度中に完了する見込みでございます。

本センターの主な施設の現在の整備状況でございますが、サッカー・ラグビー場や多目的グラウンドにつきましては、排水設備や散水設備を整備し、現在、芝を養生中であり、また、クラブハウスや室内練習場につきましても、8月

に、くい工事を終え、現在、基礎工事に着手しております。

今後とも、来年4月の供用開始に向け、議員御指摘の資材高騰等の影響も十分注視しながら、事業者や県土整備部ともしっかり連携を図り、整備を進めてまいります。

○野崎幸士議員 来年4月の供用開始に向けて、関係部、事業者等としっかり連携して進めていただきたいと思います。

本県は、この屋外型トレーニングセンター整備事業を立ち上げる前に、東京オリンピックに向けた選手強化を目的に国が調査研究を進めていた屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指していましたが、国が主体的に整備する意向がないということで、県において整備することとされたわけです。

知事は、この屋外型トレーニングセンターについて、将来的には国のナショナルトレーニングセンターとしての位置づけを目指したいとの意向のようですが、国からの指定など、屋外型トレーニングセンターについての知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ラグビー日本代表の今年2回目の合宿も発表されたところでありますが、こうした国内外の代表やトップアスリートのキャンプ・合宿を、より充実した環境で受け入れる施設として整備するものであります。

スポーツランドみやぎのブランド力の向上はもとより、本施設への新たな誘致や、周辺市町村へのキャンプ・合宿の拡大を通じて、観光振興や経済の活性化に結びつけてまいります。

さらに、5年後の国スポ・障スポに向けまして、県内アスリートの競技力向上にも活用することとしておりまして、まさに、スポーツランドみやぎを象徴する重要な拠点と位置づける

ものであります。

完成後は、キャンプ・合宿の受入れ実績を積み重ね、競技団体からの評価もいただきながら、将来的にはナショナルトレーニングセンターの指定を受けられるよう、引き続き国に対し強く働きかけてまいります。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、スポーツランドみやぎを象徴する拠点になりますので、活用を充実させ、ナショナルトレーニングセンターの指定を目指して取り組んでいただくことを要望いたします。

ところで、去る8月4日に、来年3月にアメリカで開催されるWBC（ワールド・ベースボール・クラシック）に参加が決定している侍ジャパンの栗山監督が、本県を事前合宿地とすることを明らかにしました。

厳しいコロナ禍にあって、本県にとって非常に喜ばしいニュースだと思いますが、WBC事前合宿の本県決定について、知事はどう受け止められているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 侍ジャパンの事前合宿地に本県を選んでいただいたことは、コロナ禍において、県民に元気を与える明るいニュースでありまして、大変うれしく感じております。

この大会につきましては、今年6月に開催が決定したことを受け、ぜひとも本県で事前合宿を実施していただきたく、私自ら、7月に日本野球機構へ要望を行ったところでありまして、今回の合宿地の選定は、本県のこれまでの実績・ノウハウ等を高く評価いただいた結果であると考えております。

あの選手を宮崎で、間近で見ることができるのだろうか、そういうわくわくが今広がっているところでありまして、今大会での侍ジャパンの世界一奪還に向けて、事前合宿が充実したも

のようになるよう、宮崎市をはじめ関係機関と連携・協力しながら、受入れ体制の準備に万全を期してまいります。

○野崎幸士議員 今回のWBCの事前合宿の決定は、スポーツキャンプ・合宿に対する県のこれまでの取組が評価された結果だと思います。

知事も言われましたが、もしかしたら大谷選手も参加するのではないかと、わくわくしています。

知事は就任以来、スポーツランドみやぎきの推進に尽力されてきました。プロスポーツチームや国内外代表クラスのキャンプ・合宿の積極的な誘致をはじめ、屋外型トレーニングセンターや木崎浜サーフィンセンターなど、注目度の高い施設の整備のほか、市町村のスポーツ施設の改修等に係る支援、県内外の大学・企業等のアマチュアスポーツ団体への合宿やスポーツイベントの支援など、プロ・アマ、ハード・ソフトの多方面から様々な取組を進められております。

今後は、国スポ・障スポに向け、体育館や陸上競技場、プールも新たに整備され、スポーツランドみやぎきのさらなる推進が期待されると思いますが、知事御自身のスポーツランドみやぎきに係るこれまでの取組に対する評価と、今後の展望をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、スポーツキャンプ・合宿の受入れや各種大会の実施など、関係者が一体となってスポーツランドみやぎきを推進してきたところであります。

プロ野球やJリーグなどのキャンプ・合宿はもとより、近年では、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿におきまして、数多くの国内外の代表やトップアスリートを受け入れるとともに、トライア

スロンのワールドカップやワールドサーフィンゲームスといった世界規模のスポーツイベントを誘致するなど、本県が国際水準のスポーツの聖地としての地位を着実に築いてきたことに、自信と手応えを感じているところであります。

今後、これまで培ってまいりましたノウハウや、既存の恵まれたスポーツ環境に加えまして、新たに屋外型トレーニングセンターをはじめ、国スポ・障スポに向けた施設を順次整備、有効活用していく中で、スポーツランドみやぎきのさらなる飛躍につなげてまいります。

○野崎幸士議員 スポーツランドみやぎきの取組の成果・姿がようやく見えてきたような気がしますので、この成果を、新型コロナで多大な影響を受けた本県の発展のために引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、選挙における投票率向上について質問します。

今年7月10日に行われました第26回参議院通常選挙、本県では女性1人を含む6人が立候補し、選挙戦を繰り広げました。それぞれの結果が出ましたが、もう一つ、選挙のあるたびに注目されるのが投票率です。

第26回参院選の全国の投票率は52.05%で、前回2019年参院選の48.8%を3.25ポイント上回りましたが、本県の投票率は47.52%、全国最低だった前回の参院選よりも5.73ポイント増加したものの、過去3番目の低さでした。また、期日前投票については、参議院選挙としては過去最多でした。

この投票率の結果をどう受け止めているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂雄二君） 今回の参議院選挙の選挙区における投票率は47.52%と、議

員御指摘のとおり、3年前の選挙から6ポイント近く上回った一方、全国平均の52.05%を5ポイント近く下回りました。

選挙区の候補者は過去最多と並ぶ6人となり、比例代表の届出政党等も15と多数に上る中、安全保障や物価高への対策、コロナ対応などが争点として注目されましたが、結果として2人に1人以上が棄権されたことを大変残念に思っております。

また、本県の参議院選挙における投票率は、平成19年以降、毎回、全国平均を下回っておりまして、投票率の低さが常態化している状況につきましても、強い危機感を持っているところであります。

○野崎幸士議員 近年の各選挙の投票率の傾向から見ても、今後も投票率の低下が懸念されます。

特に、若年層は投票率が低い傾向にあり、平成28年に改正公職選挙法が施行され、選挙権が満18歳以上の方へと引き下げられたわけですが、高校生や大学生は、学校生活等で政治に無関心な方が多く、18歳になっていきなり選挙権を与えられても、何を基準に判断して投票したらいいかわからない若者がほとんどだと思います。

県としましても、これまで投票率向上を目的とした様々な取組を進めているようですが、若年層を対象とした選挙啓発の取組と、その取組をどう捉えているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 県選挙管理委員会では、高等学校等における出前授業の実施や、宮崎大学との共催による政治や選挙を学ぶ講座の実施、さらには、今回の選挙でも複数校の取組が報道されましたが、実際の選挙を題

材とした模擬投票の実施の呼びかけ等を行っております。

また、今回の選挙では、若い世代がスマートフォンで情報を得られるよう、選挙情報や県内出身タレントのメッセージ等を載せた特設ページを作成したほか、動画投稿サイト「ティックトック」による投票呼びかけなど、SNSによる情報発信も強化したところであります。

各選挙における若者の投票率は、依然として低い状況にあり、原因として、選挙に対する無関心や不安、大学生等の住民票問題等が考えられるところであります。

県選管といたしましては、引き続き教育委員会など、関係機関と連携した若年層への啓発に努めますとともに、住民票異動や幼少期からの家族連れ投票の呼びかけなど、親世代も含めた啓発の実施、選挙時における情報発信の充実強化に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 若年層の投票率を上げるためには、学校での教育も重要と考えます。

主権者教育もその一つになり得ると思いますので、教育委員会との連携、研究等にしっかりと取り組んでいただくことを要望します。

次に、投票環境についてですが、平成の大合併や人口減少の影響等によって、投票所を統廃合し、投票所が減少しているようですが、高齢者等に対する移動支援など、投票機会の確保が必要と考えますが、選挙管理委員長の所感をお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 投票所につきましては、平成13年の参議院選挙時には809か所でしたが、平成25年の選挙時には761か所、今回の選挙では739か所と、次第に減少しております。

投票区における人口が減少し、投票立会人等

も確保できないこと等が原因と思われませんが、今後さらに人口減少や高齢化が進むことが予想される中、投票機会の確保のため、高齢者等に対する移動支援等がますます重要になるものと考えております。

このような中、現在5つの市町におきまして、コミュニティーバスやタクシーを活用した投票所等への移動支援に取り組んでおります。

また、都城市におきまして、ワゴン車による移動式期日前投票所を一部地域に設置しておりますほか、今回の選挙では、日南市及び串間市が、山間部等における短期間の期日前投票所を新たに設置したところであります。

県選管といたしましては、市町村向けの説明会や研修等におきまして、これらの事例を紹介しながら、投票機会の確保に向けた取組を促してまいります。

○野崎幸士議員 少子高齢化、人口減少の進展により、交通弱者が増え、投票会場が減少していくのであれば、以前と同じやり方ではなく、その流れに沿った投票の在り方を創出していただくことを要望します。また、障がいのある方への投票支援もよろしく願いいたします。

直近に行われる選挙が、冒頭に申しました、12月25日投開票の宮崎県知事選挙です。知事選に向かって、しっかり投票率を上げていただきたいと思いますが、河野知事には、選挙戦への思いとか将来の宮崎への思いを、るる聞いてまいりました。

我々議員に寄せられる要望は、昔は道路を直してくれとか、河川の堆積土砂をのけてくれとか、目に見える要望がほとんどでしたけど、近年寄せられる要望は、生活保護であったり、介護の問題であったり、教育の問題であったり、目に見えない要望が本当に増えてきたなど、多

分ここにいる議員の皆さん方も感じていると思います。

要は、我々議員また行政は、そういった方々の心の要望をしっかりと受け止めて、形にしなきゃいけない、今はそういう時代にあると思います。

やはり常にアンテナを立てて、県民の思いをキャッチしなければ、助けられる方も助けられない。私は政治というのは、弱い人と弱い地域、困っている人と困っている地域を助けるのが政治、行政の仕事だと思います。

同時に、知事におかれましては、引き続き、これまでどおり県民に寄り添い、その思いを受け止め、一つでも、少しでも形になるよう、継続して県政運営に邁進していただきたいと思えます。ふるさと宮崎のために全力で頑張ってください。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、濱砂守議員。

○濱砂守議員〔登壇〕(拍手) 皆さんこんにちは。自由民主党、西都市西米良村選出の濱砂守でございます。

「人生には、上り坂もあれば、下り坂、まさかの坂もある。」この3つの坂は、パナソニックを創業し世界的企業へと成長させた、松下幸之助翁の名言として有名であります。

「万が一」とは、万の事象に一つ起きること。「まさか」は、人生で必ず起きることです。人には、まさかに備えて前もって準備する人と、準備できない人、気づかない人の3つのパターンがあるそうです。常にまさかを意識するかしないかで、結果が大きく変わります。

人生、いいことばかりは続かないし、悪いことばかりも続かない。上り坂と下り坂、行ったり来たり的人生の中で、ある日突然、まさかと思っても寄らぬ出来事が起きてしまう。選挙にまさかは付き物ではありますが、できるなら、そんなまさかは避けたいものであります。

備えあれば憂いなし、知事選挙は今年12月、私たち県議会議員の統一地方選挙は、来年の春に実施されます。教えのとおり、まさかに備えて前もって準備する人にならなければなりません。

自民党宮崎県連は、次期宮崎県知事選挙に、現職の河野俊嗣知事の推薦を決定いたしました。県内全党員・党友の期待をしっかりと受け止めていただき、知事選に臨んでいただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、自民党の代表質問を行います。

今回の質問は、午前中の野崎議員の質問と重複を避けて、知事、各部をはじめ企業局、病院局、教育委員会、警察本部、監査委員会に対し、54項目について質問をいたします。明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、敬老の日を迎えるに当たって、知事から県民へのメッセージをお伺いいたします。

9月の第3月曜日は敬老の日とされております。例年であれば、この時期になると各地域で敬老会が開催され、我々県議会議員も多くの敬

老会に参加して、高齢者に対する敬愛の意をお伝えしておりました。

しかしながら、新型コロナの影響により、令和2年から3年間にわたり、ほとんどの地域で敬老会が中止になっております。

県が新型コロナから高齢者を守るための対策として、新型コロナワクチンの高齢者への優先接種や、感染リスクの高い混雑した場所への外出には自粛を要請していることなどについては、感染防止の面で一定の評価を受けていると思っております。

その県から要請を受けて、高齢者自身や自治会が様々な行事を自粛、中止されておりますが、このコロナ禍で高齢者をはじめ多くの県民が、ストレスを抱えながら生活を送っているのも事実であります。

そこで知事に、敬老会の中止が相次いでいるコロナ禍の中で、敬老の日を迎える高齢者に向けてのお祝いのメッセージをお伺いいたします。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

山本警察本部長におかれましては、8月5日付で、内閣官房内閣参事官から、本県の治安維持の最高責任者というべき警察本部長に着任されました。

県内の治安情勢については、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、事件・事故が複雑多様化しており、時代に合わせた警察の取組が、これまで以上に求められております。

現在、県警においては、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を運営方針として掲げ、日々警察業務を推進しておられることに、感謝を申し上げます。

「安全で安心な宮崎」という良好な治安の確保は、県民はもとより、宮崎に来県される全て

の方々の願いでもあります。

そこで、警察本部長着任に当たっての所信について、お聞かせいただきたいと思えます。

以下の質問については、質問者席から伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

敬老の日に当たり、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の方々に感謝し、長寿をお祝いすることは、幅広い世代で高齢者に対する尊敬の念と理解を深め、共に活力ある健康長寿社会を築いていく上で、大変重要であると認識しております。

県におきましても、毎年、100歳を超える方に対しお祝い状の贈呈を行うとともに、県内男女最高齢者に対し、直接訪問してお祝いを申し上げているところであります。

最近では9月9日、重陽の節句に菊を飾って長寿をことほぐという観点から、菊のフラワーアレンジメントも贈呈しております。

私自身も幾度か最高齢者を訪問し、人生の大先輩に心より敬意を表するとともに、ますますの御健康と御長寿をお祈り申し上げたところであります。

また、地元下北方の敬老会には、毎年妻とともに参加してお祝いを申し上げております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内では敬老会の中止が相次いでおります。

同じ世代や若い世代との貴重なこうした交流の機会が失われていることについて、大変残念に、また心苦しく思っているところであります。

改めて、敬老の日を迎えられます全ての皆様に、今の宮崎を築いてこられましたその歩みに

対して、心からの敬意と感謝を申し上げ、ますますの御健康と御長寿をお祈り申し上げるものであります。

新型コロナをめぐる状況は、刻一刻と変化しておりますが、引き続き、私が先頭に立って、重症化リスクが高い高齢者をはじめ、県民の命と健康を守るため、医療提供体制のさらなる強化等を図るとともに、こうした敬老会のような大切な行事も安心して行うことができるよう、本県の社会経済活動の回復と、さらなる活性化に向けて、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長(山本将之君)〔登壇〕 お答えいたします。

警察本部長として、105万余の県民の皆様と、本県の魅力に引かれて当地を訪問される多くの方々の安心と安全を守る、その治安の責任者として、重責を切に実感しております。

こうした中、警察本部長といたしまして、県警の運営方針に従いつつ、その職責をしっかりと、また真摯に果たしてまいりたいと考えております。

特に、県民また国民の皆様が、事件や事故あるいは災害に遭遇して警察の力を必要とするとき、その期待と信頼に十分応えることができるよう、組織運営に取り組んでまいりたいと考えております。

また、社会のデジタル化の進展等により、我々警察を取り巻く環境や情勢、こうしたものが急速に、また大きく変化しております。こうした情勢等を踏まえまして、我々警察は県民の皆様から寄せられる声に一層耳を傾けつつ、出来する懸案に柔軟かつ適切に対処してまいり所存でございます。

皆様方におかれましては、警察活動に対する

これまで以上の一層の御理解・御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは、質問者席から質問を続けてまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナとの闘いも3年となり、ワクチンや治療薬も出てきたところではありますが、一方で、変異株が相次いで出現するなど、闘いの終息はいまだ見えておりません。

年明け以降は、オミクロン株の出現で感染者が急増し、特にBA.5系統への置き換わりの影響で、7月中旬以降は、過去に例を見ない爆発的な感染拡大に見舞われました。

県内でも病床使用率が50%を超え、自宅療養者も2万人を超えるなど、医療機関や保健所は逼迫し、8月11日には県独自の医療非常事態宣言が発令されました。

現在も感染者数が高止まりする中で、県内の医療提供体制は厳しい状況が続いておりますが、ここに来て、医療機関の負担軽減のため、国から全数把握の見直しの方針が示されました。

これは、新型コロナ発生届を、重症化リスクのある方に限定するものであり、当面は、希望する都道府県を対象にした運用になるようであります。

そこで、まずは、国が示したこの全数把握の見直しの方針に対しどのように対応するのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の全数把握の見直しにつきましては、医療機関の現場が逼迫する状況や地方の声を踏まえ、国が緊急避難措置として新たな対応策を示したものであり、地方の切実な声を踏まえて迅速に対応していただいた

ことや、その方向性については、一定の評価を行っているところであります。

しかしながら、実際に導入するに当たりましては、例えば届出対象外となる方の症状が悪化した場合に、どのように医療機関への受診や入院につながかなど、現時点では運用面で課題が多いものと認識しております。

なお、本県では、みなし陽性の運用や陽性者登録センターの設置に加えまして、医療機関が陽性の届出を行う、ハーシスと呼ばれるシステムの入力項目の削減など、これまで、医療機関の負担軽減につながる取組をいち早く実施してきているところであります。

このような状況の中、医師会や医療機関からも、現時点での見直しについては慎重な対応を望む声が多い状況にありまして、緊急避難的な見直しを行うことは考えておりません。

なお、国からは、今後全国一律での見直しを進める方針が示されておりまして、県としては、さらなる負担軽減のため見直しが必要という基本的な認識の下、この動きを前向きに受け止めているところであり、医師会や市町村等との意見交換を行いながら、必要な対応について検討を進めてまいります。

○濱砂 守議員 次の質問であります。

オミクロンBA.5の極めて高い感染力の影響もありまして、第7波はこれまでに経験のないほどに感染が拡大しております。

このような状況の中、発熱外来を対象としている医療機関には連日多くの患者が来院しており、これに対し、医師や看護師などの医療スタッフが懸命に対応に当たっております。

医療機関によっては、診察が終了した後に、検査結果を患者さんへ伝達した上で、陽性者に係る発生届のシステム入力をするようになるた

め、これら一連の作業は深夜まで及ぶこともあ
ると伺っております。新型コロナ感染が長期化
する中、医療機関にかかる負担も蓄積されてい
るものと思われま。

そこで、新型コロナ第7波による爆発的な感
染拡大を受け、医療機関の負担軽減にどのよう
に取り組んできたのか、福祉保健部長にお尋ね
いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） オミクロン
株B A. 5系統による爆発的な感染拡大を受けま
して、発熱外来をはじめ診療・検査医療機関に
大きな負担がかかっております。

このような中、県では、医療機関の負担軽減
を図るため、医師の判断で検査を行わず、症状
をもって診断を行う、みなし陽性の運用を開始
したほか、重症化リスクの低い陽性者の発生届
の入力項目を大幅に削減したところであります。

さらに、発熱等の有症状者のうち、重症化リ
スクの低い方を対象に、抗原検査キットを用い
た自己検査等の結果をもって医師が陽性の診断
を行う、陽性者登録センターを開設いたしました。

また、県民に向けましては、平日の早めの受
診、検査のためだけの救急外来を控えること、
療養期間を証明するための検査を医療機関に求
めないことなどをお願いしてきたところであり
ます。

○濱砂 守議員 次に、自宅療養者の支援につ
いて伺います。

現在流行しているオミクロン株は、軽症や無
症状の方が多いと言われてはおりますが、発熱
や喉の痛みなど、急性期の症状が強く出る方も
おります。途中で症状が悪化する方もおられ、
自宅療養中は適切な支援が提供されるべきと考

えております。

しかし、1日当たりの新規感染者数が4,000人
を超えるなど、これまでにない感染が拡大する
中で、2万人を超える自宅療養者への一律の支
援を届けることは困難なことと思われま。

そこで、急増した自宅療養者に対する健康管
理や生活支援をどのように行っているのか、福
祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自宅療養者
が大幅に増加する中で、感染急拡大時の対応に
関する国の通知を踏まえ、それまで自宅療養者
全員に実施しておりました毎日の健康観察を、
8月より重症化リスクに応じた対応に変更した
ところであります。

重症化リスクのある65歳以上の高齢者等につ
きましては、従来どおり、電話での聞き取りや
マイハーシスの入力情報を基に、訪問看護ス
テーション、保健所などが毎日の健康状態を確
認し、体調変化に応じた支援を行っております。

一方、重症化リスクの低い方につきまして
は、御自身で健康観察を行っていただきます
が、フォローアップセンターが24時間体制で療
養中の相談に対応しているところであります。

また、療養中の生活支援につきましても、周
囲の支援を受けることが困難な方を対象に、体
制の強化を図りながら、必要な方へ速やかに物
資が提供できるよう対応してきたところであり
ます。

○濱砂 守議員 次に、保健所の役割について
お尋ねいたします。

新型コロナの第一線で対応してきたのは保健
所ですが、感染が長期化する中で、その
役割も時々で変化しているようであります。

新型コロナが発生した当初は、保健所では徹

底した積極的疫学調査と行政検査による感染の封じ込めを図っておりましたが、現在のオミクロン株による感染急拡大に伴い、国からは、保健所が行う積極的疫学調査や濃厚接触者の特定、さらには自宅療養者の健康観察も、重症化リスクの高い方へ重点化するように示されているところであります。

そこで、重症化リスクの高い者への支援に重点化が図られる中、保健所の担う役割について福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在の感染の主流でありますオミクロン株は、重症化のリスクは低いものの、高齢者や重症化リスクのある方が感染しますと、基礎疾患の悪化などを招き、お亡くなりになる方も報告されております。

このため、保健所におきましては、重症化リスクのある方や症状の悪化した自宅療養者を確実に医療につなぐことを最優先に対応しているところであります。

自宅療養中に症状の悪化が確認された場合は、医療機関や消防と連携し、入院や外来受診に係る調整を図り、医療につながる支援を行っております。

また、高齢者施設などで陽性者が確認された場合は、速やかに積極的疫学調査を実施しまして、必要な方への行政検査と感染者の早期発見により、感染の拡大防止を図るとともに、施設療養中の方の健康状態についても把握し、必要に応じて往診の調整を図るなど、重症化の予防に努めているところであります。

重症化リスクのある高齢者を守ることは、県民全体の命を守ることにつながる重要な役割でありますので、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、経口治療薬についてお尋ねいたします。

新型コロナを、ウイズコロナとして社会全体で受け止めつつ、社会経済活動との両立を図っていくためには、罹患しても安心して療養できる治療薬が必要であります。

特に、重症化リスクのある軽症患者向けの飲み薬、経口治療薬については、早期に服用することで重症化を予防する効果があるとされております。

そこで、新型コロナの経口治療薬に係る処方状況と今後の取組について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在の感染の主流となっておりますオミクロン株に有効とされている経口治療薬は、ラゲブリオとパキロビッドパックがございます。

そのうち、ラゲブリオにつきましては、8月15日現在、278の医療機関と191の薬局におきまして処方できる体制を整えており、これまで3,315名に処方されております。

また、パキロビッドパックにつきましては、79の医療機関と21の薬局において体制が取られており、これまで183名に処方されております。

これらの治療薬は、安定的な供給体制が取れるまでの間、在庫把握から流通まで、国において一括して管理されておりますが、医療現場からは、「現行の仕組みでは、クラスター発生時など短期間で多数の処方が必要となった場合には治療薬の調達手続が煩雑である」との声もいただいております。

このため県といたしましては、一般の薬と同様、通常の流通で調達できるよう、国に対し、安定的な供給体制の早急な構築を働きかけてま

います。

○濱砂 守議員 次の質問に入ります。情報提供についてであります。

新型コロナについては、療養方法や期間など、その仕組みが随時変更されており、県民にとって分かりにくいのが実態であります。

県においては、ホームページを活用して情報発信が行われておりますが、内容が専門的であり、県民の理解が追いついているのか、疑問に感じております。また、基本的な感染防止など、従来と変わらない情報については、県民の手元にしっかりと届けるべきであります。

県民の不安を少しでも解消するためにも、県民目線で、より分かりやすい情報提供に努めるべきだと考えます。福祉保健部長の見解をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御指摘のとおり、特に年明け以降は、オミクロン株の特徴を踏まえ、積極的疫学調査や行政検査の対象が段階的に重点化されるとともに、陽性者や濃厚接触者の待機期間も短縮されるなど、国の取扱いに基づき、現場の様々な対応が変更されてきております。

このため県では、変更点に関する情報を集約し、ホームページに掲載するとともに、知事会見の場で情報発信を行うなど、県民の皆様への積極的な情報提供に努めてきたところであります。

また、基本的な感染防止対策や行動要請につきましても、ホームページはもとより、テレビCM、新聞、SNS等の広報媒体を随時活用し、広く呼びかけを行っているところであります。

新型コロナをめぐる状況が目まぐるしく変化する中で、県民の皆様への不安を少しでも解消す

るためには、広報面でのさらなる工夫や内容の充実が必要と認識しておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、生活困窮者の支援についてお尋ねいたします。

コロナ禍の中、国においては、生活困窮者に対し、住民税非課税世帯を償還免除とする生活福祉資金特別貸付、また住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や、生活困窮者自立支援金、家賃相当額を給付する住居確保給付金など、手厚い支援策が講じられております。

しかしながら、これらは、コロナ禍に対する緊急避難的、時限的な支援策であります。コロナの収束後はもちろん、コロナとの共存を図るウイズコロナの段階に移行すれば、このような支援策がいつまでも継続されるものではありません。

そこで、コロナ禍の生活困窮者に対する国からの支援が終わった後、県はどのように支援をしていくおつもりか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活困窮者につきましては、国のコロナ禍における支援が終わった後も継続して支援を行い、その自立の促進を図ることが必要でございます。

このため県といたしましては、福祉事務所に設置しております生活困窮者自立相談支援窓口におきまして、個々の状況に応じた自立支援計画を策定し、就労や家計改善の支援を行っているところであります。

さらには現在、各地域におきまして、支援機関が連携したプラットフォームの設置を進めておりまして、生活困窮者を支援するための情報共有を図るとともに、法テラスの無料法律相談を受けられない方に対しまして、債務整理のた

めの法律相談支援にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、生活に困窮する方々に寄り添った支援にしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、今年度から県が取り組んでいる、高次脳機能障がい者のための通所教室についてお尋ねいたします。

高次脳機能障がいとは、交通事故や病気などによる脳の損傷が原因で、注意力や記憶力が低下したり、計画を立てて実行することや、感情のコントロールが困難になるなどの症状が起きる障がいです。

外見からは分かりにくく、本人もその障がいに気づきにくいために、社会生活を送る上で様々な問題を抱えてしまうことが懸念されており、「見えない障がい」とも言われております。

先日、この高次脳機能障がい者の社会復帰を目的とした通所教室を、県が身体障害者支援センター内に開所したとの報道がありました。

そこで、今年度から県が取り組んでいる高次脳機能障がい者のための通所施設について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高次脳機能障がい者の通所教室につきましては、医療的リハビリテーションを終えた後に、社会復帰を望む方々の専門的な訓練の場が限られていますことから、先月、身体障害者相談センターに開設したものであります。

この教室では、宮崎大学医学部や民間医療機関等の御協力の下、グループワークを交えながら、障がいへの理解のための学習や生活訓練など、社会生活に適応していくための基礎的な訓練を、8月から来年2月までの週1回、全部で24回実施する予定でございます。

この取組を通じ、受講生の就労など次のステップへの円滑な移行を図ることはもとより、高次脳機能障がいのある方々に対する県民の理解を促進し、また、得られたノウハウを県内支援機関とも共有することで、支援の輪を広げてまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、認知症を原因とする行方不明者について伺います。

国内の認知症の方は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人になると想定されております。

令和4年6月24日付の毎日新聞の報道によりますと、全国の警察に2021年に届出のあった認知症を原因とする行方不明者は、過去最多の1万7,636人であり、9年連続の増加となっております。しかも、この人数は、警察に行方不明者届が出された人に限っていて、実際はもっと多くの方が行方不明になっていると考えられます。

認知症の方が行方不明となった場合は、発見が遅れると生命に危険が及ぶことから、早期発見が求められます。

そこでまず、警察における、県内の認知症に係る行方不明者届の受理状況と発見状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（山本将之君） 認知症に係る行方不明者届の県内の受理件数は、昨年が81件で、ここ数年横ばいで推移しておりますが、10年前の33件と比較しますと、近年増加しております。

その発見状況につきましては、昨年受理した81名につきましては全員発見されましたが、4名の方々については、お亡くなりになった状態でした。

発見までの日数は、受理日から1週間以内までに78名の方々が発見され、そのうち48名の方々が受理当日、また受理翌日までには77名の方々が発見されております。

1週間以内に発見された78名のうち、2名はお亡くなりになった状態でしたが、受理当日に発見された48名に、亡くなった方はおられませんでした。

なお、受理日から8日目以降に発見された3名のうち、2名はお亡くなりになった状態でした。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

県内では、毎年80人前後の認知症の方が行方不明になっており、そのほとんどは無事に発見されているとのことでもあります。

認知症の方が行方不明になってしまうと、家族はパニック状態に陥ってしまいます。時間がたてばたつほど認知症の方は遠くに行ってしまう、行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多いと聞きますが、3日目以降では、生存する可能性は急速に低くなるそうです。認知症の方の安全のためにも、少しでも早く発見されることが大事だと思います。

今後、高齢化の進展に伴い、認知症の方も年々増加が見込まれます。

そこで、認知症を原因とする行方不明者に県内でどのように対応しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認知症の方に対しましては、まずは地域全体での見守りが重要でありますことから、県におきましては、市町村と連携しながら、認知症の方やその家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」の養成を進めているところであります。

一方で、市町村におきましては、警察、消

防、交通機関、事業所等が連携して、行方不明者の発見や見守りを行う「SOSネットワーク」が設置されております。

また、居場所を確認できるGPS装置の貸与や、スマートフォン等で二次元コードを読み取ると家族等にメールが届く「見守りシール」の配布を行っている市町村もあります。

今後とも、地域全体で認知症の方を支えられるよう、市町村や関係機関と連携し、認知症施策の充実を図ってまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、農林水産業に関する問題についてお問い合わせいたします。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻など、昨今の世界情勢は目まぐるしく変化しております。特に、本県の基幹産業である農林水産業においては、燃油や生産資材価格の高騰による生産コストの上昇が、生産者の経営を直撃しております。

生産現場の話では、小規模な、あるいは高齢の生産者は、最近の急激な環境の変化に対応できず、経営が悪化しているなどの実態があるようです。

そこで、最近の農林水産業の経営状況についてどのように認識されておられるのか、知事にお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の農林水産業は、生産者の減少・高齢化の急速な進行により生産基盤の脆弱化が懸念される中、記録的な豪雨や火山活動、地震などの大規模自然災害、さらには家畜伝染病の発生リスクへの対応に加えまして、コロナやウクライナ情勢等に伴う世界的な物流の混乱や原油高・物価高により、その経営面にも大きな影響が出ているものと認識しております。

農林水産業の多くの経営体において生産コストが上昇し、経営の縮小や見直しを余儀なくされるなど、将来の経営継続に不安を持っている方も多いと伺っておりまして、大変憂慮すべき事態であると考えております。

一方で、食料安全保障に対する意識の高まりや、気候変動問題への対応など、農林水産業の役割は一層重要性を増しているものと考えております。

私としましては、今の厳しい現状や顕在化したリスクをしっかりと受け止めつつ、本県農林水産業を次の世代へとしっかりとつないでいくため、国とも連携しながら支援に努め、ピンチをチャンスに変えるべく全力で取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 引き続き、知事に伺います。

ロシアのウクライナ侵攻から半年以上が経過いたしました。現地での混乱は、いまだ鎮静化の見通しが立っておりません。また、ヨーロッパでは記録的な高温が続いた影響もありまして、過去500年で最悪の干ばつが発生しており、農作物への深刻な影響が見込まれているといった報道もあります。

食料やエネルギー価格の高騰などの世界的な影響は、長期化、またさらなる悪化が懸念されております。このような状況の中、生産者の経営への影響をできるだけ少なくし、いかに経営を維持させていくかが重要であります。

そこで、今後の農林水産業の経営維持を図るために、県はどのような取組が必要と考えているのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 世界情勢が目まぐるしく変化する中、本県の農林水産業の経営維持・拡大を図っていくためには、5年先、10年先を見据えた先手、先手の対応を取っていく必要が

あると考えております。

このため、例えば農業におきましては、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、あらゆる危機事象に負けない農業を目指す「新防災」を土台としまして、生産性の向上に加え、物流の効率化、多様な販売形態への対応など、最先端の技術を取り込みながら、生産・流通・販売に関する施策を連鎖的に展開する「スマート化」を図り、未来の世代につながる「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向けて、農業者のみならず、オール宮崎の総力戦で推進していくこととしております。

大きな時代の転換期にある今こそ、厳しい現状やあらゆるリスクに対する危機感を共有するとともに、命と暮らしを守る、かけがえのない本県の農林水産業の発展に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、担い手確保対策についてお尋ねいたします。

農林水産省が6月に公表した農業構造動態調査によりますと、全国の農業経営体数が2022年に97万5,100人となり、調査を始めた2005年から20年足らずで半減したとの報告があります。水産業や林業においても同様の傾向にあるものと思われま。

農林水産業経営者の高齢化によるリタイアは、待ったなしの状態であることは言うまでもありませんが、同様の傾向が続くと、生産基盤の維持さえ危ぶまれる状況になります。本県の農林水産業を持続可能なものとしていくためには、担い手の確保は最も重要な課題であります。

そこで、農林水産業における担い手確保の取組状況について、環境森林部長及び農政水産部

長にそれぞれお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林業においては、若者向けにSNSや求人情報サイトを活用した林業の魅力発信に努めるとともに、県内外における就業相談会の開催や移住相談会での企業情報の提供などにより、林業就業への働きかけを行っております。

また、みやぎき林業大学の長期課程において、本県林業が求める実践的な技術を備え、即戦力となる人材を育成しております。

さらに、林業事業者に対して、就業前のインターンシップ受入れや、就業後の継続雇用のための助成金を交付するとともに、働きやすい職場となるよう、福利厚生の実施に対する支援も行っております。

今後とも、こうした取組を積極的に推進し、担い手の確保にしっかり取り組んでまいります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農水産業においては、関係機関・団体と連携しながら、相談から就業まで切れ目ない支援を行っております。

具体的には、就業希望者に対して、インターネットを活用した本県農水産業の魅力発信や、県内外での就業相談会の開催などを実施しております。

次のステップとして、農業分野では、農業法人等でのお試し就農、JA等のトレーニング施設での研修など、水産分野では、現場での実践的研修など、技術習得に向けた支援を実施しているところです。

さらに、就業後のサポート体制を構築し、定着に向けた支援を実施しております。

今後とも、関係機関・団体と連携し、担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

生産性向上による所得アップについて伺います。

農林水産業において、担い手確保の対策を進めていくためには、農林水産業が、若者などにとって魅力的な職業であることを認識してもらえようような対策が必要だと思います。

これからの農林水産業は、生産性を高め、労働時間や労働負担を軽減し、儲かる農業、儲かる水産業を実現させていくことが重要だと思います。

そこで、農林水産業の生産性向上による所得アップの取組状況について、環境森林部長及び農政水産部長にそれぞれお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林業従事者等の所得向上を図るためには、生産性向上や経営の効率化などによる低コスト林業を推進することが重要と考えております。

このため県としましては、路網の整備や高性能林業機械等の導入支援のほか、施業の集約化と路網・林業機械の組合せによる効率的な作業システムの普及、中小企業診断士派遣による経営支援などに取り組んでおります。

また、低コスト林業を実践するためには、担い手等の資質向上も必要であることから、みやぎき林業大学校において、ICT等を活用した新たな森林施業技術の習得、経営管理能力の向上などにつながる研修を実施しております。

これらの取組により、林業従事者等の所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（久保昌広君） 将来にわたって本県の農水産業を持続的に維持・発展させていく上でも、生産性向上による所得アップを図ることは極めて重要であります。

このため県では、農業においては、賢く稼げ

るスマート化の取組として、高度環境制御による施設園芸の収量向上や、酪農の搾乳ロボットを活用した乳量の増加などを進めております。

また、水産業においては、成長をつかむ高収益化の取組として、ICTを活用した養殖施設の大規模化や、海洋レーダーの活用によるコスト削減等を進めているところであります。

今後とも、所得向上の鍵を握る先進技術の導入を積極的に推進し、生産者が希望を持てる魅力ある宮崎の農水産業を実現してまいります。

○濱砂 守議員 次に、農業行政について伺います。

コロナ禍による世界的な物流の混乱や、記録的な円安、ウクライナ情勢等の影響により、燃油や資材等の価格が高騰し、県内農業者の経営に大きく影響を及ぼしていることは、誰もが感じております。

このため県では、6月県議会で議決された原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、燃油や資材等の価格高騰の影響を受けている農業者の負担軽減を図るための支援を進めておりますが、今経営的にダメージを受けている農業者の下へ、少しでも早く支援を届けることが必要です。

また、肥料につきましても、価格高騰に対する農家の負担軽減を図る支援が必要だと考えております。

そこで、燃油や資材等における価格高騰対策の取組状況について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本年6月県議会で御承認いただいた、約19億円余の原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業につきましては、6月16日に市町村やJA等関係機関に対して説明会を開催し、現在、農業者等からの計画

を受け付け、一部交付決定を行い、事業を進めているところであり、引き続き、関係機関と一体となり、早期実施に取り組んでまいります。

また、肥料価格の高騰対策につきましては、国が、価格上昇分の7割を補助する事業を7月末に措置したことを踏まえ、農業者の負担をさらに軽減するため、県の上乗せ事業を本議会にお願いしたところです。

引き続き、燃油や資材等の価格高騰の状況や国の動向も注視しながら、農業者の負担軽減などの支援に努めてまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

燃油等価格高騰対策を農業者が活用するためには、その事業内容を理解した上での活用が必要であります。そのためには、営農・経営面での対応等の周知や情報発信を十分に行っていくことが必要だと思います。

そこで、燃油等価格高騰対策の周知や情報発信にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、燃油等価格高騰対策に関する情報を農業者に幅広く周知するため、県ホームページ「ひなたMAFiN」や新聞等の各種メディアを活用するとともに、市町村やJA等関係機関への説明会の開催等を行っているところです。

また、農業者からの様々な問合せや相談に対応するため、県内8か所の県農業改良普及センターに相談窓口を設置し、今回の対策内容をはじめ、施設園芸の省エネ対策技術や化学肥料の代替技術の普及など、個別に、きめ細かな対応を行っているところです。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。農畜産物の輸出状況について伺います。

コロナ禍やウクライナ情勢により、世界の政

治経済はしばらく混沌とした状況が続くそうであり、しかしながら、大きな潮流として、グローバル化は進んでいくものと思われます。

そうした中、世界の食の市場規模は、人口増加や経済成長に伴い、さらに拡大が見込まれる一方で、我が国は、人口減少により縮小することが見込まれます。このため、農業者や水産業者の所得向上と産地の持続的な発展には、世界の食市場で稼いでいくことが重要であります。

政府は、農林水産物・食品の輸出額を2030年までに5兆円とする目標を掲げておりますが、2021年の輸出額は、初めて1兆円を突破したところであります。

そこで、本県の農畜水産物の輸出状況と今後の取組について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県農畜水産物の輸出額は年々増加傾向にあり、令和3年度は、前年度より2割増の約89億円と、過去最高となっています。

この中で、畜産物が輸出額の8割を占めており、特に牛肉は、前年度より4割増の約69億円と大きく伸びております。

これは、日本の食文化が広く世界に認知されてきたことに加え、コロナ禍での巣ごもり需要によるインターネット販売等が好調だったことや、欧米等での経済活動再開により外食需要が回復したことが要因と考えられます。

県としましては、引き続き、国やジェトロ等の関係機関と連携しながら、輸出先国のニーズ等に対応した商品・産地づくりや販売促進のフェア等を進めることにより、さらなる輸出拡大に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、農福連携の現状と推進に向けた取組について伺います。

農林水産省は昨年度、農福連携に関する全国調査を実施し、その結果を公表しました。この中で、農福連携を知っている農業者は約10%にとどまっているようです。

私は、県内では、障がい者を雇用する農業法人や、農作業を受託する福祉事業所などが多数あることも存じております。本県の農福連携は進んでいるものと認識しておりましたが、調査結果の内容を意外に思ったところであります。

そこで、本県の農福連携の現状と推進に向けた取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 農福連携の現状につきましては、昨年度の調査では、農業法人886のうち102社が、福祉施設への作業委託や障がい者の直接雇用を行っており、また、障がい者の就労継続支援事業所197のうち82事業所が、農業生産や農作業受託に取り組んでいるところです。

農福連携は、障がい者の雇用機会の確保や生きがいがづくり、農業現場での人材確保など、双方にとって大変重要な取組でありますことから、県では、関係部局や団体と一体となって推進組織を設け、各地域において、理解促進のためのセミナーや勉強会の開催、農林水産省が認定する支援人材である「農福連携技術支援者」の養成など、県内での農福連携の推進に取り組んでいるところです。

○濱砂 守議員 質問を続けます。サツマイモ基腐病について伺います。

先日、本格焼酎の出荷量で本県が8年連続の日本一になったとの報道がございました。本県では、古くからカンショの生産が盛んで、焼酎用の原料カンショは、土地利用型農業の重要作物の一つとして地域に定着しており、食用カン

シヨについても、串間市が全国有数の産地を確立しております。

そのような中、サツマイモ基腐病の発生により串間市では作付面積が激減するなど、産地に大きな影響を与えております。

また、北諸県地域をはじめ、焼酎用の原料カンシヨ産地でもサツマイモ基腐病が発生しており、生産者のみならず、全国に誇る本県のカンシヨ産地、焼酎産業が衰退していくのではないかと危惧しております。

県では、基腐病の発生を防止するため、関係機関・団体に加え、農水省など国も交えて対策会議を開催して取組を進めていると聞いております。

そこで、サツマイモ基腐病の現在の発生状況と対策会議での取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） サツマイモ基腐病につきましては、継続的に調査をしている圃場での7月末時点の発生状況を見ますと、これまで被害が深刻であった南那珂地域では、発生の割合が1割未満となるなど、全体的に発生は少ない状況となっております。

県では、農林水産省や関係機関・団体と一体となって、宮崎県サツマイモ基腐病対策会議を組織し、対策の方向性を検討しており、この対策会議の方針に基づき、関係機関・団体が連携し、農家に基本的な対策を周知するとともに、抵抗性を有する品種の選定、ドローンを活用した効率的な防除の実証などに取り組んでいるところであります。

○濱砂 守議員 次に、豚熱対策について伺います。

豚熱につきましては、2018年（平成30年）9月、国内では26年ぶりに岐阜県の養豚場で発生

し、その後も断続的に確認されております。

また、野生イノシシでの感染も本州を中心に拡大し、九州さらには本県への豚熱ウイルスの侵入が危惧される状況が続いております。

豚の飼養頭数が全国第2位を誇る本県の生産者や関係者は、豚の生産基盤の維持強化を進める中、強い危機感を持って侵入防止に努めています。

県においても、発生予防と万が一の発生に備えた体制づくりをさらに進める必要があると考えます。

そこで、豚熱の国内での発生状況と、それに対する本県の取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 豚熱は、これまでに17県83事例の養豚場で発生があり、その主な要因となる野生イノシシの感染は、本州・四国の31都府県に拡大しており、本県への侵入リスクが高まっております。

このため県では、関係団体と連携しながら、農場防疫として、防護柵・防鳥ネットの整備や、その保守点検等の野生動物侵入防止対策を進めております。

また、野生イノシシへの感染防止対策として、キャンプ場等における残飯の適正処理や、狩猟に伴うウイルス拡散防止について、市町村や猟友会等を通じて県民への啓発を行っております。

引き続き、関係団体と連携しながら、防疫体制の強化にしっかりと取り組むとともに、万一、県内約80万頭の豚へのワクチン接種を行うこととなった場合には、迅速かつ適切に行うための体制づくりも進めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、第12回全国和牛能力共進会についてお尋ねいたします。

いよいよ、10月6日から鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会まで1か月を切りました。この大会は、全国の優秀な和牛を5年に一度、一堂に集めて、改良の成果やその優秀性を競う大会であります。全国の和牛生産者にとって、この大会で優秀な成績を収めることは和牛ブランドの向上につながることから、最も重要な大会となっております。

これまで本県は、3大会連続で日本一を獲得し、その結果、宮崎牛は国内外で高い評価を得ております。

そこで、これまでの全国和牛能力共進会の成果を踏まえた宮崎牛のブランド力強化の効果と今後の取組について、知事にお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国和牛能力共進会は、その成果がブランド牛の評価に直接つながる戦いでありまして、全国の和牛関係者にとりましては、是が非でも日本一を獲得したい重要な大会となっております。

本県が鳥取大会以来、好成績を収め、そして和牛人気の高まりもあり、ますますこの全共に対する注目度は高まっているものと考えております。

本県は、これまで3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞しておりまして、その結果、国内での宮崎牛の認知度向上や、海外への輸出拡大が図られるとともに、今年は、松山英樹選手のお計らいで、マスターズのチャンピオンズ・ディナーでも使われましたが、こうした国内外の大きなイベント等で食材として採用されることで、ブランド力強化につながり、そうした好循環を生み出しているところであります。

今大会におきましても、全共後は関係団体と連携しながら、「日本一の宮崎牛」を冠とした

インパクトのあるPRや集中プロモーションにスピード感を持って取り組むとともに、各種メディアやSNS等を活用した情報発信を行い、宮崎牛のさらなるブランド力強化に努めてまいります。

○濱砂 守議員 引き続き、知事にお伺いいたします。

全国和牛能力共進会で日本一を獲得していただくことは、生産者のみならず県民の悲願でもあります。全共を制すると、5年間は日本一の和牛としてPRできることから、ぜひ日本一を獲得してもらいたいと思っております。

そこで、間近に迫った第12回全国和牛能力共進会に向けた現在の取組と、知事の意気込みについてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 8月に開催されました県代表牛決定検査におきまして、代表牛23頭が決定したところであります。

私も会場で実際に見てきたところでありますが、非常に質の高い出品牛の中から、全国でも十分戦えるすばらしい代表牛が選ばれて、手応えを感じているところであります。この宮崎の地で全国レベルの戦いが展開している、そのような手応えも感じました。

現在、地元の期待や、惜しくも代表の座に届かなかった方々の思いも背負い、大きなプレッシャーがかかる中ではありますが、それぞれの地域で、関係者がまさに一つのチームとなって、代表牛のさらなる磨き上げを行っているところであります。

先日、特別区に出品します小林秀峰高校の農場に、激励に行ってきたところであります。高校生たちの熱意と懸命な努力を目の当たりにし、心強く感じたところであります。

小林秀峰高校は、5年前の大会で30年ぶりに

高校生が一般の部門に出品して、全国5位というすばらしい成績を収め、やはり若い担い手が育っているなどという、これも手応えを感じるころであります。

来月は、最大のライバルの一つである鹿児島での開催、全国的なレベルがアップする中で、極めて厳しい戦いになるものと考えておりますが、全ての出品区での優等首席を目指し、そして、何とんでも4大会連続の内閣総理大臣賞を勝ち取ることができるよう、残された期間、私がチーム宮崎の先頭に立って、「日本一の努力と準備」で取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、熊本県内の最終処分場建設計画についてお伺いいたします。

先日、熊本市の廃棄物処理業者が、本県に隣接する熊本県山都町に、廃棄物を埋め立てる大規模な最終処分場の建設計画を進めているとの報道がございました。

報道にありました建設計画地は、高千穂町の中心部から直線距離で約15キロメートルの五ヶ瀬川の上流域に位置しており、面積は19ヘクタール、最終処分場の埋立容量は、200万～300万立方メートルの大規模な施設が計画されているようです。御承知のとおり、この建設計画地に隣接しているのは、神話の地・高千穂町として全国に知られる宮崎県屈指の観光地でありませぬ。

この最終処分場から出る水は、熊本県側の川を流れて五ヶ瀬川に流れ込むことから、その流域の西臼杵地区や延岡市の住民や事業者はもとよりであります。全県民が不安に感じているのではないかと思います。

この熊本県山都町における廃棄物最終処分場の建設計画に対し、県はどのように対応してい

くのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御質問の処分場につきましては、熊本県に立地し、法令上、熊本県が指導等を行うこととなりますが、まずは、関係する本県の自治体や住民に対し、事業者において、しっかり計画内容を説明していただく必要があるものと考えております。

このため県では、速やかに熊本県から情報を収集し、西臼杵3町及び延岡市と情報共有を行うとともに、熊本県に対し、本県への情報提供や、本県での住民説明会の開催に向けて事業者への働きかけを要請したところでもあります。

これに対し、熊本県から先日、事業者が本県内で説明会を行う意向である旨の回答があったため、現在、高千穂町内で開催する方向で調整を進めているところであります。

なお、本計画につきましては、環境影響評価の開始されたところでありまして、環境保全に対する住民などの意見に配慮しながら、今後3年程度をかけて、周辺環境への影響の調査や、改善策等の検討が行われていくこととなります。

また、その後、施設の設置許可に係る手続きが1年程度をかけて行われ、施設の構造や放流水の水質管理等が、廃棄物処理法で定める基準に適合しているかといった点について、熊本県が審査した上で、許可の判断を行う流れとなります。

県としましては、引き続き、熊本県からの情報収集や関係市町への情報提供に努めるとともに、熊本県に対し、適時適切に本県内の意見等を申し入れるなど、住民の不安が軽減されるようしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお伺いいたします。

次の質問に入ります。林業振興について、環

境森林部長に伺います。

戦後日本では、住宅需要が高まっていたにもかかわらず、国産の木材が供給できず、長年にわたり輸入材に頼ってきた背景があります。

コロナ禍におけるアメリカの住宅着工戸数の急増や、コンテナの滞留による海上輸送運賃の上昇等を契機に、世界規模での木材不足や価格高騰が起り、いわゆるウッドショックに直面しております。

国内では、輸入木材の供給不足により木材不足が発生し、全国的に国産材価格の上昇が見られましたが、現在、ウッドショックの発端となった米国では、住宅金利の上昇により住宅着工戸数が減少しております。

今後、円安やロシア・ウクライナの情勢などの影響もあり、世界の木材需給の行き先は不透明ではありますが、ウッドショックは、外材の需要を県産材が取り戻すチャンスではないかと期待しております。

そこで、県産材の需要拡大に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 今回のウッドショックは、議員御指摘のとおり、本県にとって、外材から県産材への転換の好機と捉えており、外材に対抗できる品質・性能の確かな県産材の供給体制の構築や需要拡大が重要であると考えております。

このため県では、製材工場における乾燥施設の整備や、JAS認証の新規取得などに対する支援に取り組むほか、木材利用技術センター内に、事業主や建築関係者等からの木造化・木質化に関する相談の窓口を設置したところであります。

また、先月、大阪に設置しました本県産材の

常設展示スペースを起点に、今後、関西圏の建築士やビルダーを対象としたセミナーや商談会の開催を予定しているところであり、こうした取組を通じ、さらなる県産材の需要拡大を図ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、森林環境譲与税についてお伺いいたします。

新聞報道等によれば、2024年からの徴収を前に、2019年度から別の財源を使って自治体に配分されている森林環境譲与税については、2020年度までに配分された資金500億円の約5割が使われていないとのこととあります。

また、配分額の3割は人口比で決まるため、森林が少なくても都市部に多く行き渡る仕組みになっており、例えば、2020年度の配分額トップである横浜市は、全額を基金に積み立てているようであります。

一方、森林が多くても規模の小さい自治体では、担当職員の確保など準備が整わず、差し当たり基金に積み立てているケースもあると報道されております。

そこで、本県における、県と市町村に配分されている森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与税については、令和元年度からの3年間合計で、県に約4億6,000万円、市町村に約24億2,000万円が譲与されており、県は約74%の3億4,000万円を活用しておりますが、市町村においては、約53%の12億9,000万円の活用にとどまっております。

市町村へのアンケート調査等によりますと、活用が進んでいない理由として、使途の具体的な事例の情報不足や、専門的知識や経験を持つ職員が少なく、ノウハウや体制が十分ではない

などが挙げられております。

そのため県では、今年6月に国から示されました、譲与税を活用して実施可能な取組リストの周知を含め、説明会や個別相談会をきめ細かに実施しているところであります。

県としましては、市町村において積極的な活用が図られるよう、引き続き支援してまいります。

○濱砂 守議員 次に、地球温暖化防止の取組について伺います。

今年4月に公表された、国連の「気候変動に関する政府間パネル」、いわゆるIPCCの報告書によりますと、温室効果ガス排出量の増加率は、低下はしてきているものの、世界全体の排出量そのものは、依然として増加を続けております。

そのため、パリ協定で目標とされた、産業革命前からの平均気温の上昇を1.5度に抑えるには、2030年までに温室効果ガスの排出量を、2019年度比で4割程度削減する必要性が示されております。また、国においても、2013年度比で46%削減することを目標としております。

地球温暖化の防止に向けては、温室効果ガス排出削減の取組をさらに加速させるべきと考えますが、本県の温室効果ガス排出量の現状と、削減に向けた県の取組について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の温室効果ガス排出量は、森林等によるCO₂吸収量の控除後で、基準年度である2013年度の815万トンから、2019年度は585万トンと28.3%削減しております。

温室効果ガスの削減には、県民や事業者の取組が大変重要でありますので、省エネについ

て、セミナーなどにより普及啓発に努めるとともに、エネルギー使用量の多い事業者には排出削減計画の策定を求めるなどの取組を行っております。

また、今年度は、プロモーションによる機運醸成や、事業者の省エネ設備等の導入支援などに取り組んでおります。

さらに、県の2030年度の削減目標を現行の26%から引き上げる見直しも進めており、県民や事業者と一体となった取組をさらに加速させてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、再生エネルギーの拡大について伺います。

答弁にありましたように、温室効果ガスの排出量を削減するためには、県民や事業者と一体となって取組を進めていかなければなりません。

太陽光発電などの再生可能エネルギーは、温室効果ガス削減の効果が高いとされております。また、国においても、昨年度、エネルギー基本計画を見直し、電源構成における再エネの比率を、現状の2倍に当たる36%から38%に引き上げております。

このような中、本県は日照時間が全国トップクラスを誇っており、これからは再エネの自家消費が時代の潮流になると考えられます。

再生可能エネルギーの拡大に向けて、県としてどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、第四次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトである「2050年ゼロカーボン社会づくり」に向けた施策の柱の一つに、再エネの導入拡大を掲げ、セミナーの開催やアドバイザー派遣などに取り組んでおります。

また、今年度は、発電した電力を自家消費する太陽光発電設備を導入する事業者を支援するとともに、今議会に、個人住宅への導入支援事業をお願いしているところであります。さらに、今年度、再エネ種別ごとの導入目標を新たに設定することとしております。

再エネの導入は、地球温暖化の防止だけでなく、災害に強い地域づくりにもつながることから、その拡大に向けてしっかり取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

海岸漂着物の発生抑制について伺います。

ペットボトルや家庭用品など、日常生活のあらゆる場所で利用されているプラスチック製品は、非常に便利なものではあります。ポイ捨てなどが行われると、河川を通じて海に流れ出て、経年劣化により細かく砕かれ、マイクロプラスチックとなって生態系に悪影響を与えることが懸念されております。

さらに、これから台風シーズンを迎えますと、様々なごみなどが海へ流出し、海岸へ漂着することも考えられます。

プラスチックごみなど海岸漂着物の発生抑制のため、県はどのような取組を行っているのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、発生状況等に関する実態調査や、テレビCMによるごみ等の適正処理の啓発、不法投棄防止のための監視活動などの取組を行っているところであります。

また、海岸漂着物となるごみ等は、沿岸部からだけでなく、内陸部から河川等を通じて海へ流出しており、県下全域で発生抑制対策に取り組むことが重要であることから、今年度、新た

な取組として、都城市と連携し、環境イベント等において講話やパネル展示による啓発を行うこととしております。

県としましては、今後とも、海岸の環境保全や良好な景観維持のため、市町村やボランティア団体など多様な主体と連携しながら、海岸漂着物対策にしっかり取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

次に、ブルーカーボンのクレジット化について伺います。

国は、温室効果ガス削減の新たな取組として、沿岸域の藻場等が取り込む二酸化炭素であるブルーカーボンに着目した施策を打ち出しております。

本県においては、沿岸漁業の振興を図るため、藻場の保全活動が各地で行われておりますが、これは、ブルーカーボンをつくり出しつつ、温暖化対策にもつながる取組であるとして、我が自民党の安田議員が、6月議会で質問をされております。

ブルーカーボンについては、今のところ、我が国の温室効果ガス排出・吸収量の対象として、正式には認められていませんが、国内では、ブルーカーボンをクレジット化し、二酸化炭素を排出する事業者が購入することで排出分を相殺する、オフセット取引が始まっていると聞いております。

そこで、農政水産部長に、ブルーカーボンのクレジット化の現状についてお尋ねをいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 海藻等による二酸化炭素の吸収、いわゆるブルーカーボンは、新たな気候変動対策として世界的に取組が進んでおります。

このブルーカーボンの量を評価し、取引可能

なものとするクレジット化につきましては、国土交通大臣の認可団体等が、藻場の保全活動によって吸収された二酸化炭素をクレジットとして認証し、企業との取引を行う仕組みを独自に実施しており、県内では、令和2年に日向市の細島港内の藻場が横浜市の認証を受けております。

漁業者等による藻場の保全活動は、現在、国等の補助事業を活用した取組となっており、ブルーカーボンのクレジット化は、将来的にこうした活動の資金調達につながるものとして、県としても期待しているところです。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

みどりの食料システム法について伺います。

国は、昨年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」を実現するため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、いわゆる「みどりの食料システム法」を、本年7月1日に施行されております。

本法律は、有機農業や化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む農業者や、環境保全型農業に必要な有機質肥料などの生産資材を供給する事業者の設備投資を後押しするため、事業に取り組む農業者等に対して、税制・金融上の支援措置が行われる制度だとお聞きしております。

そこで、みどりの食料システム法の成立に伴う今後の対応について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今回のみどりの食料システム法は、現在、県で進めております第八次農業・農村振興長期計画の重要施策の一つである、「持続的で安全・安心な農業・農村づくり」の実現を後押しする重要な法律であります。

今後は、この法律により国が9月に定める基本方針に基づき、県や市町村が、地域における環境負荷の低減を図るための基本計画を策定することとされています。

この計画に基づき、農林漁業者の事業活動が認定され、設備投資時の初期負担を軽減する税制の特例や、無利子の制度資金等の償還期間延長などの支援が行われることとなります。

県としましては、市町村と連携しながら、基本計画の策定に速やかに取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。学力向上に係る取組について伺います。

全国学力・学習状況調査の結果を拝見いたしました。ここ数年、本県の児童生徒の学力は伸び悩んでおりますが、今年度も本県は非常に厳しい状況にあったと捉えております。

全国学力・学習状況調査は、例年4月に実施されておりますことから、これまでに学習したことを学び直し、しっかりと定着を図ることが、とても重要であると思います。

本県では、小学校5年生、中学校2年生を対象に、県独自の学力調査を実施していると聞いておりますが、それだけでは十分な学び直しになっていないのではないかと考えます。

本県の学力の弱い部分を毎年繰り返し学び直させていくことこそが、学力向上につながるものと思われま。

そこで、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、義務教育段階における今後の学力向上の取組について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小中学校ともに、全ての教科で全国平均を下回ってお

りまして、その結果を大変重く受け止めております。

そのため、現在、各市町村教育委員会を訪問し、危機感を共有するとともに、課題を明らかにしながら、今後の取組について協議を行っているところであります。

その中では、学力差が現れ始める小学校中学年への手だてや、学校と教育委員会が一体となった学力向上に係る授業改善の取組などが急務である等の分析が挙げられております。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会を含め、官学一体となった協議会を新たに設置し、今後の児童生徒の学力向上について、様々な視点から対策を講じるとともに、各学校に対して、議員御指摘の学び直しを含め、具体的な指導や支援を行ってまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

県内修学旅行についてお伺いいたします。

修学旅行の目的の一つは、学校の目的に応じた体験的な学びを通し、児童生徒が見聞を広げることにあります。

児童生徒が何を学んだのか、学校がどのように学ばせるかが大切であり、本県における修学旅行を通して、十分な学びができるものと考えます。また、児童生徒や先生方の満足度が上がることで、さらなる促進につながるものと思っております。

新型コロナの影響から3年目となり、県内修学旅行が、新たな教育資源として見直され、各学校における選択肢の一つとして位置づけられるようになりました。今後、県内修学旅行のさらなる促進には、本県の魅力発信が必要であります。

そこで、学校における県内修学旅行の成果について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内修学旅行の成果としましては、本県の自然や歴史、伝統、文化など、多様な教育資源を有効に活用したことで、先生方や子供たちが、ふるさと宮崎の魅力を再発見できたと考えております。

例えば、西都原古墳群や飫肥城での歴史の学習、旧海軍赤江飛行場や平和台公園での平和学習、青島地区や綾町などでの自然体験学習などがあります。

こうした学習を通して、先生方からは、「修学旅行を通して郷土学習を一層深めることができた」、子供たちからは、「住んでいるのに知らなかった宮崎のよさを見つけることができた」などの感想が寄せられております。

県教育委員会といたしましては、今後とも県内修学旅行の成果が上がるよう、しっかりと支援に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

公立中学校の部活動における地域移行について伺います。

部活動の地域移行については、有識者会議において、運動部が6月に、文化部は8月に、その提言がまとめられました。その内容としては、深刻な少子化や教師の働き方改革等の部活動の課題を踏まえた上で、改革の方向性として、公立中学校を対象に、まずは休日の部活動を段階的に地域に移行していくこととし、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革集中期間とすること等が示されております。

私はこれまで、学校における部活動が果たしてきた教育的な価値や意義は大変大きいものと考えております。部活動の地域移行が、子供たちにとって有益な改革となることが大切だと考えております。

そこで、公立中学校における部活動の地域移

行に向けた現在の取組状況や今後の方向性について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県内のモデル事業としまして、運動部は小林市で、文化部は延岡市で実践研究に取り組んでおります。

また県では、7月から8月にかけて、全ての市町村を訪問し、地域移行に向けた取組状況や課題等について情報収集を行ったところがあります。これらを通して、運営主体や指導者の確保、会費などの負担の在り方等の課題が挙げられております。

県教育委員会といたしましては、少子化の中でも、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむ持続可能な環境を、地域とともに整備していくことを目指し、各市町村の課題解決を図りながら、まずは、部活動指導員や外部指導者の活用を視野に入れるなど、本県の実情に合った地域移行に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

次に、高校の学力向上について伺います。

高校3年間では、しっかりと学力を身につけ、生徒一人一人の進路目標の達成を目指すこととなります。

本県でも近年、学習塾や通信制の予備校などが増えており、生徒の希望に応じた学びの場も増えておりますが、中山間地域ではそのような場が十分にあるとは言えず、また、経済的な負担等により、生徒の希望がかなうとも限りません。

そして現在、高校が実施している希望制の朝課外については、我々にとっては常識だった朝課外も、全国的には非常識であり、珍しい取組だという報道もありますが、私としては、学習機会の提供、学習時間の確保として、学力向上に意味があるものと考えます。

そこで、県立高校における学力向上の在り方について、朝課外を含めて教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学力向上のためには、生徒が主体的に学習に取り組むことが最も重要であると考えております。そのため現在、高校では、各教科で身につけた知識を活用して、生徒自らの思考を深める教育活動を実践し、知的好奇心や問題解決能力、学習意欲を高める取組を行っております。

また、議員御指摘の希望制の朝課外につきましては、実際の入試問題や資格試験問題に取り組むなど、生徒の進路目標を達成させる手だての一つであり、生徒の希望を尊重して実施しております。

今後はさらに、ICTなどを活用して、生徒が自らの習熟度を分析・可視化する中で、自分に合った最適な学びに取り組める環境を提供するなど、確かな学力を身につけることができる教育活動の充実に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

今年度から高校の共通必修科目になった「情報」についてであります。

教科「情報」については、現在の高校1年生が3年生になって受ける大学入学共通テストに入ってきます。

どういった問題が出るかなど、詳細は決まっていないようではありますが、入試で扱うとなれば、保護者も黙ってはいないでしょうし、他県や私立の対応状況と比較して、県立学校の生徒が不利になるようでは困ることになります。

そこで、高校において必修となっている教科「情報」への対応状況について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度より実施さ

れております新学習指導要領では「情報Ⅰ」が新設され、令和7年度大学入学共通テストの新科目となりまして、プログラミングやデータサイエンスといった、専門性の高い分野が出題されることとなっております。

そのような中、県教育委員会では、情報を担当する全ての教員を対象に、継続的な授業公開やIT企業訪問等による研修、大学入試を想定した本県独自問題の作成など、教員の指導力を向上させる取組を行っております。

中でも、情報モラル教育を重要な課題と位置づけ、生徒も含めた実践と研究に取り組んでいるところでありまして、その成果は、県内全域に発信することとしております。

今後とも、さらなる人材の確保も含めまして、教員の専門性の向上に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、生活保護世帯の高校生の大学進学についてお尋ねいたします。

6月2日付の宮日新聞に、生活保護世帯の高校生の大学などへの進学率に関する記事が掲載されました。

厚生労働省によりますと、2020年3月の全世帯の進学率は73.4%であります。しかしながら、市民団体の分析による2021年3月の生活保護世帯の進学率の全国平均は39.9%にとどまり、本県については32.3%という内容でありました。

なぜこんなに差が開くのか、その理由については、「生活保護世帯から大学や専門学校に進学すると、保護の対象から外れ、学生は食費や学費などを自力で工面しなければならず、進学への妨げとなってきた」と掲載されておりました。

生活保護世帯の子供にとって、将来を切り開いていくためにも、大学等への進学は大変重要

だと考えます。

そこで、生活保護世帯の高校生の大学進学等に関する県の対応について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するためには、進学の支援が大変有効でありますことから、県では、子どもの貧困対策推進計画におきまして、「教育の支援」を施策の柱の一つとし、意欲と能力のある生徒が大学等への進学の手を届けるよう取り組んでおります。

具体的には、進学に関する様々な支援制度を取りまとめた冊子を、県内の中学生・高校生に配布するとともに、特に高校3年生がいる生活保護世帯には、ケースワーカーが、進学に係る経済的支援等を案内しております。

また、生活保護世帯等を対象に、希望する生徒に対しまして、集合型学習や個別指導などの学習支援に取り組んでおります。

引き続き、子供たちが経済的な理由により将来の夢を諦めることがないように、しっかりと支援に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 教育委員会に戻ります。次に、主権者教育について伺います。

7月に参議院選挙が実施されました。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから、5度目の国政選挙であります。

今回の選挙では、18歳、19歳の投票率は、前回の参議院選挙と比べて6.19ポイント上昇し、26.37%となったものの、最も高い70歳代前半と比べると、約40%の開きがありました。

県内の高校では、先日の参議院選挙前も各学校で模擬選挙を行うなど、政治参加意識を育む主権者教育が実施されていたようですが、大幅な投票率アップには結びついていない

ようであります。

もっと政治が若者に近づき、政治を身近な存在にしていくことで、若者の投票行動に結びつくのではないかと考えます。その活動は、義務教育段階を含め、早い時期から行うことが重要ではないでしょうか。

そこで、今後の主権者教育の在り方について、義務教育段階を含めて、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） これまでも高校では、議員の御指摘にもありましたように、模擬選挙等を通して、選挙の仕組みや政治参加の重要性について学ぶなど、主権者意識を高める学習に取り組んでまいりました。

義務教育段階でも、これまでの取組に加えまして、自らの制服選定について協議したり、校則の在り方について地域の方々とともに議論するなど、身近な問題を見だし、その解決を図る体験によって主権者意識を育む取組が、今始まっております。

今後とも、選挙管理委員会等と連携し、出前授業などの参加型学習を行うことで、義務教育段階から、より政治を身近に感じることができるよう、主権者教育の在り方を一層工夫してまいります。

○濱砂 守議員 次に、不登校の問題について伺います。

本年4月の宮崎日日新聞に、宮崎市内の精神科クリニックがフリースクールを開設し、不登校の子供たちの心のケアを行っているという新たな取組が紹介されました。

不登校の要因は一人一人異なっており、その対応についても、様々なアプローチが求められております。この施設のように、医療の立場から不登校の子供たちを支援する取組も、一つの

在り方として有効ではないかと感じたところでもあります。

さて、本県における不登校児童生徒は年々増加しており、令和2年度では、公立小中高等学校合わせて1,600名を超す子供たちが不登校の状態にあります。これは本県に限ったことではなく、全国的にも同様の傾向が見られるようでもあります。

このような状況を受け、国はいわゆる教育機会確保法において、学校以外の場において学習活動を行う不登校児童生徒への支援の在り方を示しております。

その後、教育委員会に対しては、フリースクールなどの民間施設との積極的な情報交換や連携に努めることを求める通知がなされたこと伺っております。

本県におけるフリースクールなどの民間施設との連携の状況について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員から御紹介のありました民間施設については、県教育委員会といたしましても、新聞掲載後の5月に訪問させていただき、意見交換を行ってきたところでもあります。

このように、県教育委員会といたしましては、昨年度から、県内におけるフリースクールなどの民間施設の視察等を行いながら、個別の意見交換をしてきたところでありまして、さらに、これまで行ってきた実態把握を基に、市町村教育委員会と活動状況の共有を進めているところでもあります。

今後は、フリースクールなどの民間施設と、より一層の連携を図りながら、市町村教育委員会を含めた様々な立場の方々と協議する場を設けるなど、連携を一層進めてまいりたいと考え

ております。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

次に、教員採用試験について伺います。

近年、全国的に採用試験の倍率の低下が話題になっておりますが、令和4年度採用試験では、宮崎県の倍率は、九州・沖縄8県の中で、沖縄県に次いで2番目に高いと聞いております。

しかしながら、今年度の応募時点での倍率は3.2倍で、これは県教育委員会に記録が残っている平成16年度以降、最低の倍率であったと聞いております。

私は、受験者をもっと増やすためには、本県の魅力を十分に発信すべきであると考えますが、本県の教員採用試験の受験者を増やすための対策について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 受験者を増やすための対策といたしましては、これまでに、受験年齢制限の撤廃や、本県及び他県の現職や元職の教員を対象としました特別選考試験などを行ってまいりました。

また、県外の試験会場を増やすなど、受験しやすい環境づくりにも取り組んできたところであります。

県教育委員会といたしましては、これらに加え、令和元年度から実施しております、若手教員を主人公にした動画配信やSNSによる情報発信、県内外での説明会の会場増設などに取り組んでおり、今後、これらのさらなる充実を図りたいと考えております。

今後とも、UIJターンもターゲットに、宮崎の豊かな自然環境や子育てしやすい環境など、本県ならではの魅力発信ができるよう、効果的なPRに取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 引き続き、質問を行ってまいります。

公立小中学校の教員の勤務状況について伺います。

教員の働き方改革につきましては、ここ数年、よく話題に上ります。先日も、教員の勤務状況が苛酷になっているという内容の報道がございました。

学校での教員の業務は、授業が中心になると思いますが、当然、授業以外の業務も担わなければならないと思います。

しかしながら、その授業以外の業務が、教員の勤務状態を苛酷にしているという実態もあるようです。

そこで、小中学校における勤務時間内の授業時間とそれ以外の時間の割合、及び勤務時間外における業務の内容について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 業務内容の内訳や時間の割合につきましては、平成28年度に国が調査しておりまして、7時間45分の勤務時間のうち授業時間は、小学校が全体の62.6%、中学校が、教科担任制であることから50.1%となっております。

残りが、授業準備など授業以外の時間となっております。この傾向は現在も変わっていないと考えております。

勤務時間外の業務内容につきましては、令和3年度の本県独自の調査によりますと、授業準備や学校行事などの計画や立案をする校務分掌業務のほか、中学校では部活動指導が挙げられます。

現在、6年ぶりに国が同様の調査を実施しておりますので、本県におきましても、その内容を参考にして、今年度の調査を実施したいと考

えております。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会について伺います。

本県で開催される国民スポーツ大会まで、残り5年となりました。練習拠点施設の整備では、昨年度完成したアーチェリー場に続いて、今年度は水球プールと相撲場が12月に完成予定と聞いております。

一方、選手強化につきましては、2年間国体が開催されず、関係者の皆様は大変残念な思いであったと思います。

そんな中でも、先日、世界選手権に出場するカヌー競技の選手の知事表敬や馬術競技の全国優勝といった、県民にとって大変喜ばしいニュースもございました。

世界選手権に出場するカヌー競技の選手の中には、ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトを修了した選手もいると聞きます。これまでの競技力向上に向けた取組が、着実に実を結んできているのではないかと感じております。

そこで、令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会での天皇杯獲得を目指した、現在の取組状況と成果について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、天皇杯獲得の実現に向けまして、平成30年7月に策定した競技力向上推進計画に基づき、コロナ禍ではありますが、関係団体と連携し、工夫しながら競技力向上に取り組んでいるところであります。

これらの取組が、馬術競技の全日本高校大会での団体優勝や、カヌー競技の全国高校総体での5種目優勝といった成果につながったものと考えております。

また、新たな取組としまして、開催年に少年

種別の年代となる、いわゆるターゲットエージ、小中学生への強化や、報道機関と連携した動画配信等による機運醸成、成年の有望選手を確保するための、ふるさと選手の支援や競技団体とのヒアリングなども進めております。

今後とも、関係機関や競技団体と連携を図りながら、さらなる競技力向上に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、警察行政について伺います。

まず、要人警護の在り方に関する県警の取組についてであります。

本年7月8日、奈良県において安倍元総理大臣が凶弾に倒れ、お亡くなりになるという痛ましい事件が発生いたしました。

折しもこの日は参議院議員通常選挙の最中であり、本県も政党要人の来県に伴い、行く先々で、県警による警護警備が行われている姿をよく見かけていたこともあり、報道でこの話を知ったときには、とても信じられない思いでありました。

その後、警察庁による検証が進められていたようでしたが、8月25日以降、検証結果の公表とともに、新たな警護要則の制定など、警護警備に関する大幅な見直しが行われたと報道されております。

この事件は決して対岸の火事ではなく、この検証結果に対して真摯に向き合い、今後、本県で行われる要人警護に際して、二度と同じような事態が起こることがないように、万全の警備を実施していただきたいと思っております。

そこで、安倍元総理大臣襲撃事件の検証結果を受けた、警護警備に対する見直しの概要と県警の取組について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（山本将之君） 議員御指摘の安倍元内閣総理大臣に対する襲撃事件に関しましては、警察庁において検証が行われ、その結果を踏まえて、警護要則——こちらは警護警備に関する国の国家公安委員会規則でございますけれども——の全面改正をはじめとする、警護警備の抜本的強化に向けた見直しが行われました。

見直しの主な内容として、警察庁は、警護計画の基準を策定するとともに、都道府県警察の警護計画を事前に審査いたします。また、警察庁において、体系的な教養訓練が実施されることとなりました。

宮崎県警察をはじめとする都道府県警察においては、警察庁の基準に適合する警護計画を策定、報告するとともに、十分な警護体制を確立するほか、一元的な指揮を実施する観点から、警察本部長が現場指揮官を指名することなどが定められております。

これらを踏まえまして、県警といたしましては、新たな警護要則等に基づき、一から抜本的に警護計画を策定するとともに、これまで以上に警護体制を強化してまいります。

あわせて、警護に関する情報収集・分析を強化いたしますとともに、主催者をはじめいたします関係者等と緊密に連携するなどして、警護警備に万全を期してまいります。

○濱砂 守議員 それでは、質問を続けてまいります。

次に、うそ電話詐欺の対策について伺います。

本県のうそ電話詐欺について、近年の被害は減少傾向にありましたが、昨年から増加に転じ、本年は被害件数、被害額ともに増加していると報道されております。

その手口については複雑に巧妙化しており、実行犯を検挙することが非常に難しくなっていると聞きます。犯罪を減らすには、広報啓発の活動や、犯人を検挙するための情報が重要であります。

そこで、うそ電話詐欺の被害状況と抑止対策及び検挙対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（山本将之君） うそ電話詐欺の本年の被害状況につきましては、7月末現在で35件を認知し、被害額が約1億2,220万円となっております。その内訳といたしまして、架空料金請求詐欺が23件、還付金詐欺が9件、議員御指摘のとおり、件数、被害額ともに、昨年同期と比べ増加しております。

こうした状況を踏まえ、未然防止を図る観点から、防犯メールによる情報発信や、県民に直接電話をかけて注意喚起をいたしますコールセンター事業の推進、高齢者クラブ等を通じた自動通話録音機の貸出し、金融機関やコンビニエンスストアと連携した訓練の実施による、振り込ませない対策などを推進しております。

一方で、検挙対策といたしましては、「だまされた振り作戦」を実施するなどして、詐欺実行犯を検挙するとともに、預貯金口座等の不正売買といった、うそ電話詐欺の犯行を助長する犯罪の検挙を推進してまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けます。

県警におけるDV相談対応について伺います。

本年6月19日の宮崎日日新聞に、宮崎県警に寄せられた令和3年中のDVの相談件数が、過去最多の827件に上ったとの記事がありました。

この種の事案は、重大事件に発展するおそれが多いことから、警察には迅速かつ的確な対

応が求められております。

そこで、宮崎県警におけるDV相談の現状と、重大事案を未然に防止するための警察としての対応について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（山本将之君） DV相談の件数につきましては、議員御指摘のとおり、昨年、827件ということでございます。

ここ数年、年間800件前後となっております、5年前の平成29年の689件と比較いたしますと、増加傾向にあります。

相談件数増加の要因ですが、DVに対する県民の意識が高まっていることのほか、警察におきましても、警察署・警察本部に専属の相談要員を配置していることなどが考えられます。

DV相談への警察としての対応ですが、こうした相談案件は、状況が急変し、重大事件に発展する可能性がありますことから、人身安全関連事案として、その認知段階から警察本部が関与し、組織的な対応を取っております。

具体的には、被害者の安全確保を最優先とし、その状況に応じて事件化を図るほか、被害者の避難措置を講じるとともに、相手方に警告を行う、また女性相談所など関係機関と情報共有を行うなど、こうした対応を行っているところでございます。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

交番・駐在所の統廃合について伺います。

交番・駐在所の統廃合につきましては、これまで県議会で何度も取り上げられ、議論も重ねられてきました。

警察からは、警察署パトカーの現場執行力や機動力、夜間警戒力の向上を図る上で必要な施策であるとの説明を受けております。

一方で、交番・駐在所は、地域の安全を守る

拠点として、地域で発生する犯罪の未然防止や鎮圧などの活動を行うだけでなく、住民の方々とじかに接し活動することで、信頼関係を構築して、安心感を届ける役割を担っております。

そのような存在である交番・駐在所が統廃合されるとなれば、不安を感じる住民が少なからず存在するため、統廃合に関する説明を丁寧に行い、廃止後も引き続き、住民の不安解消に努めていただきたいと思います。

そこで、交番・駐在所の統廃合計画の進捗状況、また、統廃合を行った地域において、住民の不安解消をどのように行っているのか、警察本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（山本将之君） 交番・駐在所の再編整備につきましては、社会情勢の変化や老朽化する施設の状況等を踏まえた上で、限りある警察力を効果的に配分し、事案対処能力の強化を図るなどの観点から、昨年度より、再編整備の必要性とその計画について、再編地区の住民の皆様に丁寧に説明しつつ、交番・駐在所23施設を10施設に再編したところであります。

住民の皆様の不安解消に向けた県警察の主な取組といたしまして、新たに再編地区を担当することとなった勤務員による旧施設への定期的な巡回のほか、警察署パトカーを再編地区に駐留するなど、警察官の姿を見せる警戒活動に努めております。

また、交番機能を有する移動交番車の活用や、公民館等に臨時交番を開設するなどして、住民の皆様の利便性にも配慮しておるところでございます。

今後とも、住民の皆様の不安解消に向けた取組を推進するとともに、住民の皆様に対し、丁寧に説明を行ってまいりたい、このように考えております。

○濱砂 守議員 交番については、田舎に行けば行くほど、住民の方たちとの交わりというか信頼関係が、非常に厚いです。それで、一つは寂しい気持ち、信頼しているお巡りさんがいなくなることによる寂しい気持ちもやっぱり持っておられます。そのようなこともありますので、ぜひ頻繁に、パトロール等を通じて、地域の住民の方々の生命と財産を守っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、企業局に伺います。

企業局が発表した令和3年度の決算見込みによりますと、水力発電を主とする電気事業では、純利益3,500万円余で47年連続の黒字であります。

さらに、日向市の細島地区に工業用水を供給する工業用水道事業でも、純利益3,200万円余で16年連続の黒字、新富町で一ツ瀬川県民ゴルフ場を経営する地域振興事業においても、純利益200万円余で、平成29年度以来4年ぶりの黒字を見込んでおります。この結果、企業局では、実に4年ぶりに3事業全てで黒字になることとなります。

一方、令和2年に企業局が策定した「企業局経営ビジョン」によりますと、電気事業と工業用水道事業では、老朽化した施設の大規模改修事業を実施していくことにより、令和6年度までは赤字を計上する旨が示されており、地域振興事業においても、全国的なゴルフ人口の減少もあって、利用者数の低迷など、厳しい事業環境が続く可能性があるとして、県議会でも説明を受けております。

このような厳しい経営状況が見込まれた中で、令和3年度決算見込みにおいて3事業全てで黒字となったことについて、企業局長に説明をしていただきたいと思います。

○企業局長（井手義哉君） 令和3年度決算見込みにおきまして、電気事業及び工業用水道事業については、修繕費等のうち、災害に対する費用などが当初の見込みを下回ったことから、純利益を計上しましたが、老朽化した施設・設備の更新・改修などにより、今後数年間は、一時的な赤字が見込まれております。

地域振興事業については、冠水等による休業がなく、また年間利用者数が3万人台を回復したことなどから、4年ぶりに純利益を計上しましたが、天候やコロナ等の外的要因に影響を受けるため、先を見通すのは難しいものと認識しております。

このように、各事業とも経営的な課題はありますが、業務の効率化に努め、中長期的な観点から、健全経営を維持してまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。企業局長を探しながら質問をしていたら、そちらにいらっしゃいました。よろしくお願いいたします。

優良企業なんです。それで、先行投資も必要だということで説明を伺っておりましたので、意外に今回は黒字が出ておるということで質問させていただきました。

次に、同じく企業局に質問を続けます。

企業局のゼロカーボン社会づくりに向けた新たな取組について伺います。

国においては、2050年カーボンニュートラル等の実現に向けた取組が強化されております。

県においても、第四次宮崎県環境基本計画におきまして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を重点プロジェクトとして位置づけ、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指しております。

企業局では、古くから水力発電事業を行っていることで、ゼロカーボン社会に貢献していた

だいております。今後さらに、ゼロカーボン社会づくり等に対応するため、組織改正を行い、新たな取組への調査研究を進めていくと聞いております。

そこで、ゼロカーボン社会づくりに向けたその後の取組状況について、企業局長にお願いをいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、水力発電所の大規模改良や、市町村に対する小水力発電の技術支援など、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けて取り組んでいるところであります。

新たな取組については、現在、次世代エネルギーの利活用等に関する先進事例の調査研究などを行っているほか、民間や大学と連携し、再生可能エネルギーや蓄電池などを活用した、地産地消による地域活性化を検討しているところであります。

企業局としましては、これまで培った再生可能エネルギーの技術、ノウハウを活用し、関係機関と連携しながら、先頭に立ってゼロカーボン社会づくりに向け、積極的に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、病院局にお伺いをいたします。

病院局におきましては、これまで数次の中期経営計画を定め、県立病院の安定的な経営基盤の確立と、高度で良質な医療の提供に努めていただいております。

しかし、県立病院を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う医療ニーズの変化や、医師の時間外勤務の上限規制の導入、社会保障関係費の抑制による診療報酬のマイナス改定など、大きく変化しております。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、中等

症以上の患者の受入れの中核的な役割を果たすことも求められております。

このような中で、昨年度、令和3年度から7年度までを期間とした「宮崎県病院事業経営計画2021」が策定されたところであります。

改めて病院局長に、策定の趣旨とその概要についてお尋ねをいたします。

○病院局長（吉村久人君） 「宮崎県病院事業経営計画2021」は、議員御指摘の県立病院を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、全県レベルあるいは地域の中核病院として、経営の健全性を維持しながら、県民に高度で良質な医療を安定的に提供することを目指し、策定したものであります。

計画の概要としては、まず医療面では、新型コロナにしっかり対応しながら、県立病院に求められる救急医療や高度・急性期医療等について、必要な人員体制の確保等による一層の充実とともに、地域の医療機関との連携強化や患者サービスの向上に取り組むこととしております。

また、経営面では、診療報酬制度への適切な対応による収益確保や、3病院一体となった費用節減等による医業収支の改善、適切な設備投資・更新などにより、病院事業全体での収支均衡と資金収支の改善を目指すこととしております。

○濱砂 守議員 質問を続けます。計画に基づく各病院の取組についてであります。

各県立病院は現在、同計画に基づいて、それぞれ全県レベル、あるいは地域の中核病院としての機能を果たされていると思います。

計画推進のために、各病院においてはどのような取組を行っていくのか、病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長（吉村久人君） 各病院の取組については、まず宮崎病院は、全県レベルの中核病院として、救急・総合診療センターなどを生かした「断らない救急」の実践や、手術支援ロボット「ダヴィンチ」等を活用した高度医療の提供などに取り組んでおります。

次に延岡病院は、心臓脳血管センターに、令和5年度中の稼働を目指して、血管内治療と外科手術のいずれにも対応できるハイブリッド手術室を整備するなど、県北地域の中核病院として、高度・急性期医療の充実を図ってまいります。

また日南病院は、県南地域唯一の脳・心疾患等医療を安定的に提供するための体制整備とともに、地域の医療機関等との連携強化に取り組んでまいります。

各病院におきましては、こうした医療面での取組と併せて、新たな施設基準の取得や医薬品等の共同購入、費用対効果を踏まえた施設等の整備など、経営面での取組も実施することにより、高度で良質な医療の安定的な提供という県立病院の使命を果たしてまいります。

○濱砂 守議員 最後に、監査事務局にお尋ねをいたします。

内部統制制度導入を踏まえた今後の監査の在り方についてであります。

内部統制制度は、地方自治法の改正に伴い、令和2年度から知事部局に導入されております。この目的は、各所属において該当するリスクを選択し、それに応じた対策を取ることで、財務に関する事務及び文書・情報に関する事務のミスの発生を未然防止していくことにあります。

このような内部統制制度の取組が定着し、その機能を十分に発揮するようになれば、事務ミ

スの発生が抑えられるため、それに応じて監査のやり方も変えていくべきではないかと思いません。

そこで、監査における内部統制制度導入に伴う効果と、それを踏まえた今後の監査の在り方について、代表監査委員にお伺いをいたします。

○代表監査委員（緒方文彦君） 制度を導入した知事部局における定期監査の指摘事項等の件数は、導入前は年間60件を超えておりましたが、導入後は、令和2年度が30件、3年度が25件と半減しており、一定の効果が見られます。

これまでは、合規性や正確性の観点から、財務事務を中心に監査を実施してまいりましたが、御指摘のとおり、制度の導入効果を踏まえながら、監査の効率化、重点化を図っていく必要がございます。

このため、各所属におけるリスクの内容や程度に応じた監査を実施するとともに、事務事業の経済性や効率性、有効性の観点を重視する、いわゆる3E監査——英単語の頭文字を取ってこう呼ばれておりますが——に力を入れていきたいと考えております。

今後とも、行財政運営の適正かつ効率的な執行の確保に資するよう、監査の充実に努めてまいります。

○濱砂 守議員 以上で、私の代表質問の全てを終わらせていただきますが、執行部の皆様には丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これで全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き

令和4年9月7日(水)

続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時58分散会